

# 日本生物学会誌

第 36 号



日本生物学会

1995年6月1日

も く じ

畑 安次：戦後50年と天皇・「靖国」・自衛隊 . . . . . 1404

栗間修平：病棟閉鎖始末記 . . . . . 1417

奥野良之助：身体の中の歴史――比較形態学入門 . . . . . 1428

【編集局だより】 . . . . . 1446

会 計 報 告

畑 安 次

はじめに

「戦後」という表現を、単なる時間的経過という意味で用いることは容易である。しかし、ここでいう「戦後」はそのような意味ではない。「もはや戦後ではない」というキャッチ・フレーズが登場したのは、戦後10年を経た時点での経済白書においてであった。「もはや戦後ではない」という表現は、「戦後は終わった」という認識を前提とするものである。ここには、「朝鮮特需」を契機として復興過程に入った戦後経済と「独立」を美化することによって、15年戦争の暗いイメージを払拭しようとする意図が込められている。しかし、この時点においては、わが国の戦争責任は何ら果たされていなかったということ、さらにわが国はすでに再軍備の道を歩んでいたということを忘れてはならない。その後、沖縄返還交渉の時点において、当時の首相佐藤栄作は「沖縄が返らない限り日本の戦後は終わらない」と豪語した。しかし、この佐藤内閣のもとで、わが国が積極的にアメリカのベトナム長略戦争に加担していたことは紛れもない事実である。

この意味において、「戦後」は終わらせてはならないのであり、とりわけわが国においては、「戦後」は永久に「戦後」でなければならぬ。「戦後は終わった」として「戦後」の意味を等閑に付すことは、15年戦争という「歴史の重み」に耐える苦痛を回避することを意味する。それは、あのヴァイツゼッカーがいうように、「過去に目を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となる」ということにほかならない。

元首相中曽根康弘は、1980年代に「戦後政治の総決算」というキャッチ・フレーズを掲げたが、それは戦前・戦中に目を閉ざし、新たな「戦前」を準備せんとするものであった。戦前・戦中の政治を支配したのは、いうまでもなく天皇・神道・国軍の三位一体関係であった。そして、戦後日本国憲法が施行されたとはいえ、この三位一体関係は装いを改めながら、わが国デモクラシーの最大の阻害要因として生きつづけているのである。この三位一体関係にメスを入れることなくわが国のデモクラシーの将来を語ることはできない。

ここでは、このような問題意識にたって、戦後50年の政治過程を析出し、わが国のデモクラシーの可能性について考えてみたい。

#### 「星の見える夜」から「デモクラシーの曙光」へ―― 法原理の転換――

石川県から戦場に駆り出されたある学徒兵は、その手記において、「長い長い夜であった。星の見える夜であった」と書いている。それは、旧憲法のもとで戦場に駆り出されていった当時の若者の共通の嘆きであった。私も含めた今日の若き世代にとって、この嘆きを理解することは不可能である。野間宏の『真空地帯』、大西巨人の『神聖喜劇』、先日亡くなった五味川純平の『人間の条件』および『戦争と人間』、そして何よりも戦没学徒の『きけわだつみの声』を読むことはできても、この嘆きをわがものとすることはでき

ないであろう。生と死の狭間に身を置くことはできないからである。私たちにできることは、「戦後」の延長線上に新たな「戦前」を用意させないようにすることである。

#### 1 天皇主権から国民主権へ（国体論争・主権論争を素材として）

周知のように、わが国の侵略戦争＝15年戦争に終止符を打とうとしたのは、1945年7月26日のポツダム宣言であった。この宣言は、わが国の無条件降伏を勧告すると同時に日本国憲法の三原理を先取りして明示している。すなわち、（1）日本国軍隊の完全な武装解除および戦犯の厳重処罰、（2）言論・思想・宗教の自由等基本的人権の保障、（3）国民の自由意志による政治形態の決定、である。これらは、平和・人権・国民主権という日本国憲法の三原理に明確に対応するものである。したがって、当時の天皇および政府にとって、この宣言を受諾することは、わが国の「国体」＝天皇制を根底から崩壊させることを意味した。というのは、旧憲法下の天皇制は、帝国軍隊・人権弾圧・天皇主権を前提として成り立つ特殊日本的な統治体制だったからである。このゆえに、当時の政府は、敗戦という客観的状況と「国体護持」路線との狭間に立って、この宣言の受諾をめぐる不毛な逡巡をせざるを得なかったのである。広島と長崎に原爆が投下されたあとにおいてもこの逡巡は続いたのである。それが証拠に、8月10日の「ポツダム宣言受諾に関する日本政府申し入れ」は、同宣言が「国体変更」の意図を含んでいないという了解のもとでならこれを受諾してもよいという内容であった。この申し入れに対する回答は、降伏後の天皇・日本政府の権限の連合国最高司令官への従属と国民の自由意志による政治形態の決定という点を示唆しているが、「国体」問題については直接的には言及していない。日本政府はこの回答を「国体不変更」として解釈し、8月14日同宣言受諾を表明したのである。

したがって、このポツダム宣言受諾に関して私たちが看過してならないのは、少なくとも7月26日に同宣言が発せられた時点でこれを受諾しておれば、広島と長崎の悲劇は回避することができたということである。「原爆は誰が落としか」ということを、改めて考えてみなければならない。この点を欠落させたままでは、日本の平和運動は、「ノーモア・ヒロシマ」「ノーモア・ナガサキ」の叫びと「リメンバー・パールハーバー」の叫びとの応酬合戦を止揚することはできないであろう。

さて、ここでは、日本国憲法の制定時点で展開されたところの「国体」の変更・不変更をめぐる「国体論争」（佐々木・和辻論争）および「主権」の淵源をめぐる「主権論争」（宮沢・尾高論争）に注目してみたい。この二つの論争は、今日的観点から改めて検討されるべき内容を含んでいるからである。

なお、この論争を検討するに当たって、憲法制定当時の首相吉田茂が次のように述べていることに注意したい。

「一言私が申し上げたいことは、第1条にある象徴という文字であります。この文字についていろいろご議論もありますようではありますが、天皇が日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴なりという観念は、日本国民の何びとの頭の中にもある観念でありまして、これは事実と申すよりは、今日においては法律的事実である。たとえば君民一如といい、一君万民といい、君民一家といい、これは自然に発生した日本の国家の形態であります。

・・・日本国民の観念において、日本国民の意識において、何ものにも疑い得ざる事実であると思います。」（1946年6月26日・衆院本会議）

さて、国体論争であるが、佐々木の論点は次のとおりである。憲法学上、国体と政体の観念は区別される。前者は主権の所在に着目した概念であり、後者は主権の行使様式に着目した概念である。この区別に基づいて国体について考える場合、さらにつぎの二つが区別されねばならない。一つは、政治の様式から見た国体概念であり、二つは、精神的・倫理的観点から見た国体概念である。憲法学は前者を考察対象とする。このように考えた場合、旧憲法における統治権の総覧者（主権者）としての天皇が、現憲法においては主権者としての国民に転換されているのであるから、明らかに国体は変更したものとみななければならない。

これに対して、和辻の論点はこうである。佐々木は国体と政体を区別するが、従来「何人が国家統治の総覧者であるか、といふ面より見た国柄は、久しく『政体』といふ概念によって示されてきた。」佐々木は、この統治権の総覧者であるという点に着目して論を進めているが、「問題は、統治権の総覧者であるといふことが天皇の意義にとってそれほど中枢的なものであろうかといふ点」である。天皇の中枢的意義は、「統治権の総覧者でないにもかかわらず七百年或いは千年にも互って尊皇の伝統を継続したところに」、つまり「本来国民統合の象徴であった」ところにある。つまり、天皇は「政治的な統一ではなくして文化的な統一」を象徴するところにその本質があり、「文化共同体」形成の中枢という点が重要である。かくして、「天皇は初めから集団の統一の象徴であった」のだから、「天皇が統治権の総覧者でなくなっても天皇の本質的意義に変わりはない」。

以上の論点から明らかなように、両者の立論の基盤は異なっている。前者は主権の所在に着目しているのに対して、後者は国民の精神中に占める天皇の位置に着目しているのである。したがって、この論争は噛み合わない。

次に主権論争における宮沢の論点は次の通りである。この論点の出発点は、かれの「八月革命説」である。その基本線はほぼ次のとおりである。ポツダム宣言の受諾は、国民主権主義の承認を意味し、そのことによって、治安維持法でその変革を厳禁していた国体、すなわち万世一系の天皇が君臨し、統治権を総覧し給うとする国体は変革されたのであるから、「この度の憲法改正は、単純な明治憲法73条による憲法改正ではなくて、終戦によって行われた超憲法的な革命（八月革命－引用者）にもとづき、その根拠の上に・・・行われる憲法改正」であり、しかも「この憲法改正草案は、国民がこれを制定するという建前、いわゆる民定憲法、民が定める憲法という建前」に立脚している。したがって、旧憲法と新憲法においては、主権をめぐる根本的変革がなされたのである。

これに対して尾高は、「国民主権と天皇制との調和点をどこに求めるか」という問題意識にもとづいて、「新憲法における天皇制のアポロギア」を次のように展開する。「法は政治によって作られ、政治によって支えられ」るが、「法をその意のままに動かしているかに見える政治にも、その則るべき筋道がある。」それは、「政治の短」であり、「ノモス」である。「いかなる政治も、ノモスにはしたがわなければならない。したがって、政治の方向を最後に決定するものを主権というならば、主権はノモスに存しなければなら

ない。」「日本では、これまで、ノモスの主権をば『天皇の統治』という形で具象化していた。その弊害が明らかになった今日では、同じノモスの主権は『国民の主権』としてとらえられることになった。それは、天皇の国家体制の大きな変革ではあるが、主権をば政治を動かす最高の実力意志と見ず、政治を動かす実力意志のさらに根底に正しい政治の短としてのノモスを認めるという意味では、その間に一貫したつながりがある。私は、そう説いて、ノモス主権論による国民主権と天皇制の調和をはかった。」

以上が国体論争および主権論争である。その論点は、概ね、佐々木・宮沢グループと和辻・尾高グループに整理することができる。前者は天皇制の歴史的・倫理的機能の問題を憲法学から排除して国民主権という憲法規範に着目しているのに対し、後者は天皇制の歴史的・倫理的機能に着目して「天皇制のアポロギア」を展開している。この二つの論争を取り上げたのは、戦後50年を経たにもかかわらず、和辻・尾高グループのいう天皇制の歴史的・倫理的機能が必ずしも科学的に批判されないまま、形を変えて国民の生活意識のなかに生きつづけているように思われるからである。裕仁から明仁への天皇の代替わりや皇太子徳仁の結婚をめぐる「皇室フィーバー」は、その証左といえるであろう。天皇の代替わりの時点で、多くの国民は天皇制を「日本の文化」として捉えようとする意識を有していたように思われる。このような意識が存続する限り、憲法における国民主権の原理は、国民の政治生活上の規範とはなり得ず、それとはかけ離れた憲法次元の原理として、いわば画餅として存続するにすぎないであろう。

## 2 「祭政一致」から政教分離へ（「国教分離に関する指令」を素材として）

旧憲法も19世紀末の憲法として、第28条において宗教の自由を保障していた。しかし、そこには「安寧秩序ヲ妨ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ」という条件が付されていた。換言すれば、その宗教の自由は、天皇制の安寧秩序を脅がさないこと、天皇の臣民としての義務に反しないことを前提として認められているにすぎなかった。しかも、旧憲法は政教分離の原則を定めていなかったこと、皇室の宗教である神道は、「神道、宗教にあらず」との公権的見解が支配したこともあって、事実上国教的扱いを受けることになった。こうして、神社は官幣社・国幣社・諸社として格付けされ、臣民は直接間接に神社神道を強制されていったのである。この神道がわが国の侵略戦争の精神的支柱であったことは、改めて語るまでもない。また、大本教やキリスト教に対する弾圧に見られるように、わが国においても宗教弾圧が行われたことも忘れてはならない。

神道と国家とのこのような癒着に最終的な裁断を下したのは、1945年12月のマッカーサーの「国教分離に関する指令」であった。同指令は、「国家によって公につくられた宗教乃至教義を人民に対し直接間接に信ぜしめ或は信じていると告白せしめることから日本人民を解放させる」こと、「日本人民を欺き侵略戦争に引きずりこむために造られた軍国主義的過激な国家主義的な宣伝に神道の理論及び信条を悪用することを防止する」ことを目的とするものであった。この指令を受けて、新憲法は、その第20条において、宗教の自由と政教分離の原則を定めたのである。

しかし、法制度上政教分離の原則が定められたとはいえ、旧憲法下で確立された国家機

関と神道との結びつきは、新憲法施行後も基本的には改められずに生き残ったのである。このことが憲法上の問題として訴訟になるのは、後述するように、1965年になってからである。

### 3 軍国から「丸腰の国」へ（マッカーサー・ノートを素材として）

日本国憲法の制定過程において注目すべきものの一つに、マッカーサー・ノート（マッカーサーが「松本案」と呼ばれる旧憲法改正案を拒否し、民政局長ホイットニーに日本国憲法の作成を指示したときに、天皇の地位、戦争の放棄、封建制の廃止に関する三原則を示したノート）がある。そのなかの戦争放棄に関する原則は次のようになっている。

「国家の主権的権利としての戦争を廃棄する。日本は、紛争解決のための手段としての戦争、および自己の安全を保持するための手段としてのそれをも放棄する。日本はその防衛と保護を、今や世界を動かしつつある崇高な理想に委ねる。」

このような徹底した平和主義の発案者は当時の首相幣原かマッカーサーか、はたまた両者の合作かをめぐってさまざまな議論があり決着を見ていないが、いずれにしても、マッカーサーが憲法の起草を指示した時点では、一切の戦争の放棄が考えられていたことは否定できない事実である。このことは、憲法案の審議において当時の首相吉田茂が、「国家正当防衛権……の如きことを認むることが有害であると思う」と述べていることによっても明らかである（1946・6・28、衆院本会議）。

このように、憲法制定時点に置いて、非武装・非戦型の憲法が構想されていたことは明らかである。

以上、旧憲法から現憲法への憲法原理の転換を一瞥した。以下においては、現憲法の原理がどのように空洞化されるのかを見てみよう。

## II 風靡ぎ業塵立つ――憲法原理の空洞化――

「憲法より飯だ」という叫びに見られるように憲法制定当時、国民の多くは憲法問題を考えていたわけではないが、「星の見える夜」から「デモクラシーの曙光」への解放感を肌で感じ取っていたことだけは否定できない。しかし、その解放感も長くは続かなかった。

### 1 象徴から元首へ（自由党の憲法改正案を素材として）

憲法原理の空洞化は、1950年の朝鮮戦争を契機とする警察予備隊の設置、1952年の保安隊および警備隊への改編、1954年の自衛隊の発足によって促進されることになる。とりわけ、自衛隊の発足は憲法第9条改正の動きを促した。しかし、ことは自衛隊と憲法第9条の問題に止どまらなかった。というのは、自衛隊の設置は、国民の愛国心と自衛精神の育成を必要としたからである。1953年10月30日の池田・ロバートソン会談覚書は、そのことを次のように確認している。

「日本政府は教育及び広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである」

いうまでもなく、愛国心の養成という課題は、自ずと天皇の存在に目を向けさせることになる。復古的思潮が跋扈することになる。そのことを明示したのは、次のような1954年11月5日発表の自由党憲法調査会の「日本国憲法改正案要綱」であった。

#### 前 文

- 1 わが国が独立回復により、わが国の歴史と伝統を尊重し、国民の意志に基づき、自主的憲法を確立する旨を明にする。

#### 天 皇

- 1 天皇は日本国の元首であって、国民の総意により国を代表するものとする。

#### 国の安全と防衛

- 1 「国の安全と防衛」に関する一章を設け、戦争放棄は前文中に宣明すると共に、国力に応じた最小限度の軍隊を設置し得るものとする。

#### 国民の権利及び義務

- 4 旧来の封建的家族制度の復旧は否定するが、夫婦親子を中心とする血族的共同体を保護尊重し親の子に対する扶養および教育の義務、子の親に対する孝養の義務を規定すること。農地の相続につき家産制度を取り入れる。
- 5 国防の義務、遵法の義務、国家に対する忠誠の義務を規定する。
- 6 国民の幸福な生活実現のため、国家経済の発展に協力する義務を規定する。

ここに明らかなように、自衛隊の設置・天皇の元首化・家族制度の復活・国民の国防義務および国家に対する忠誠義務は、一体不可分なものとして捉えられているのである。このような憲法改正への動きは、国民の護憲運動によって阻止されたとはいえ、いわゆる「自主憲法制定」をスローガンとして、その後も生きつづけるのである。

#### 2 敷かれた「靖国」への道（地鎮祭訴訟・殉職自衛官合祀訴訟を素材として）

先に見たように、政教分離原則が憲法で規定されたとはいえ、国家および地方公共団体と神道の結びつきは憲法上の疑いを提起されることなく存続した。疑問が提起されたのはようやく1965年になってからである。

津地鎮祭訴訟がそれである。第一審判決（津地裁・1967）は、地鎮祭を宗教的行事ではなく習俗的行事であるとして、合憲と判示したが、第二審判決（名古屋高裁・1971）は、地鎮祭を宗教的行事であるとして、違憲と判示した。上告審において最高裁は、憲法20条3項で禁じられている宗教的活動とは、「その行為の目的が宗教的意義をもち、その効果が宗教に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為」のことであり、このような行為に当たるか否かは当該行事の主催者、式次第などの外面的形式のみでなく、それが行われる場所、一般人の宗教的評価、行為者の意図、目的及び宗教意識、一般人への影響等を考慮し、社会通念に照らして総合的に判断しなければならない」といういわゆる目的・効果基準を示した。こうして、この基準に照らして、津地鎮祭は宗教的活動には当たらないと判示したのである。

この目的・効果基準では、当該行事に対する一般人の宗教的評価や行為者の意図、目的及び宗教的意識等が「社会通念」に照らして判断されることになるから、そこには判断主体（裁判官）の主観介入の余地が多分に残ることにならざるを得ない。この最高裁判決が「靖国への道」をつくったと言われるのはこのためである。

この「靖国への道」は、殉職自衛官合祀訴訟において明確になる。殉職自衛官が山口県護国神社に合祀されたことに対し、キリスト者である妻が、政教分離原則に反する同合祀によって宗教上の人格権を侵害されたとして損害賠償を請求したのがその訴訟である。なお、合祀の実質的な準備推進は自衛隊山口地方連絡部が行い、合祀申請は隊友会山口支部連合会名でなされていた。第一審判決（山口地裁・1979）は自衛隊山口地連と隊友会との間に合祀申請をめぐる共同行為が認められるとして、これを宗教的活動と判断し、原告勝訴を言い渡した。第二審判決（広島高裁・1982）も、隊友会の法人格は認めなかったが、自衛隊山口地連の政教分離原則違反を認定し、妻に対する損害賠償を命じた。しかし、最高裁判決（1988）は、一方で、自衛隊山口地連の行為はあくまでも合祀の準備行為であって宗教的活動にあたらないとし、他方で、「祀る自由」は何人にもあるとして妻の宗教上の人格権を否認し、妻に対して宗教上の寛容を説くことによって全面敗訴を言い渡した。

ヴォルテールの『寛容論』を例に引くまでもなく、寛容の精神は宗教的・政治的強者に対して要求されるべきものである。最高裁はそれを、自衛隊や隊友会を相手にした妻に対して要求しているのである。さらに、自衛隊山口地連が合祀申請の実質的準備を行い、これがなければ合祀申請も護国神社の合祀も不可能であったことは明らかであるにもかかわらず、それを準備行為にすぎず宗教的活動にあたらないとした判断は、市民の常識からあまりにもかげ離れた形式論であると言わざるを得ない。

### 3 「腐った木を食う虫」としての「解釈改憲」（「芦田修正」を素材として）

自衛隊の発足によって最も議論を呼んだのは、憲法9条の解釈である。高名な憲法学者の一人は、憲法9条の解釈状況をとりえて、「腐った木を食う虫」のようだと言ったことがある。このような9条の解釈状況において最も注目を集めたのは、いわゆる「芦田修正」である。それは、憲法制定議会の衆議院における憲法改正委員会およびその小委員会の委員長であった芦田均が政府提出の9条案に加えたと言われる修正のことである。政府によって第90帝国議会（憲法制定議会）に提出された第9条は次のようになっていた。

「国の主権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、他国との間の紛争の解決の手段としては、永久にこれを放棄する」

「陸海空軍その他の戦力は、これを保持してはならない。国の交戦権は、これを認めない。」 この第1項の冒頭に、「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」という文言を加え、さらに、第2項の冒頭に、「前項の目的を達するため」という文言を加えて、現行の表現に改めたのが「芦田修正」と呼ばれるものである。問題となるのは、特に第2項の冒頭に加えられた「前項の目的を達するため」という文言である。これによって、「前項の目的」が第1項の「国際紛争を解決する手段としては」との文言と関連づけられ、第1項で放棄される戦争は「国際紛争を解決する手段」としての戦争す

なわち侵略戦争であり、自衛戦争は放棄されていないとの解釈の余地が生じるからである。同様に、第2項における戦力の不保持も、侵略のための戦力の不保持であって、自衛のための戦力が禁じられていないという解釈の余地が生じるからである。

この「芦田修正」が問題となったのは、憲法制定議会においてこのような修正を行った時点では、その修正の趣旨について何の発言もしていなかった芦田が、警察予備隊が設置され再軍備論が展開されるようになるや、1951年以降、その修正の趣旨は自衛戦争および自衛のための戦力の保持を可能とするところにあったと主張するようになったからである。芦田は、青年期以降1959年になくなるまで全73冊の日記を書きのこしていた。この日記に着目したのが1979年3月12日および26日の東京新聞であり、同紙は1946年7月27日の芦田日記に次のような記載があると報じた。

「7月27日（土）晴れ

憲法改正特別委員会小委員会（秘密会）における逐条審議で、私は第9条（戦争の放棄）の修正案を提出した。第9条1項の冒頭に「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し」を加えること、また第2項に「前項の目的を達するため」との字句を添入することである。

第1項の修正は、原文の字句が唐突なので戦争放棄を決意する日本国民の気持を表現するために、追加したものである。

第2項は、武力および戦力の保持に制限を加え、第9条の侵略戦争を行うための武力は、これを保持しない。しかし、自衛権の行使は別であると解釈する余地を残したい、との配慮から出たものである。小委員会で、この修正の真意についてとくに言及しなかった。字句修整にとどめた。」

ところが、1986年1月に公刊された『芦田均日記』（岩波書店）第1巻には、上のような7月27日の記述は存在しない。要するに、東京新聞が芦田日記を改ざんしたのであり、この改ざんに対して多くの批判が加えられた。東京新聞はこの改ざんの事実を認め、1986年5月31日に「おわび」の社告を掲載した。（佐藤功「憲法第9条の成立過程における「芦田修正」について」・東海法学第1号・1987年1ページ以下参照）

いわゆる「芦田修正」は、憲法9条においても自衛戦争および自衛戦力の保持は禁じられていないという解釈＝解釈改憲をオーソライズするために利用されたのである。東京新聞による『芦田日記』の改ざんは、憲法原理の空洞化を象徴する事件であった。百歩譲って、1956年以降の芦田の主張を認めるとしても、それによって自衛隊をオーソライズすることはできない。というのは、「芦田修正」を立法者意思として考えるとしても、その立法者意思は憲法解釈において必ずしも絶対性を持たないからである。さらに、9条2項後段においては、交戦権が明確に否定されているからである。

## 11] デモクラシーは死んだか－憲法原理の復権－

すでに見た憲法原理の空洞化過程は、わが国のデモクラシーの脆弱性を示すものであつ

た。しかし、欧米が2-3世紀にわたる近代デモクラシーの歴史を有していることを考えてみなければならない。わが国の場合、「大正デモクラシー」というデモクラシーの前史と戦後史は余りにも短すぎる。戦後50年でデモクラシーが確立されると考えることのほうがむしろ異常だといわねばならない。デモクラシーを「人民の人民による人民のための政治」原理として語ることは容易である。その程度のことは学校教育でも教えられている。しかし、そこでは「人民の自律」もしくは「自律せる人民」が前提になっていることを忘れてはならない。この前提を踏まえれば、デモクラシーは、日常生活の中で常に自己点検を行い、それを通じて自己と政治社会との関係を創造的に構築していくための動態的な政治原理すなわち「運動の原理」として把握されねばならない。ここでは、このような観点に立って、空洞化された憲法原理の復権を図る道を模索してみよう。

### 1 「皇室外交」を告発する（マスコミの報道姿勢を素材として）

天皇の代替わりおよび皇太子の結婚に関するマスコミ報道を見ると、宮内庁に対するその取材姿勢が腰砕けであること、したがってその皇室関係の報道が憲法原理からかけ離れたものであることは周知の事実である。この意味において、マスコミは戦前の戦争報道の誤りをも含めて自己点検および総括をしなければならないであろう。

マスコミの皇室報道をめぐる多くの問題点を指摘できるが、ここでは「皇室外交」といった反憲法的マスコミ用語について考えてみたい。皇太子の配偶者雅子が国際通であったことは事実であるとしても、そのことから「皇室外交」を導き出すことはできない。憲法は天皇の国事行為について規定しているが、そのうち「外交」に関するものは、「批准書及び法律の定めるその他の外公文書を認証すること」「外国の大使及び公使を接受すること」の二つである（第7条8・9項）。しかし、これらの国事行為は「内閣の助言と承認」にもとづく形式的儀礼的なものであって、天皇に認められた独自の行為ではない。増して、国事行為は天皇に認められたものであって、皇太子の配偶者に認められているわけではない。これは憲法に関するイロハである。マスコミはこのようなイロハを意識的に無視しているとしか言いようがない。

それだけでなく、天皇の国事行為は憲法所定の枠を大きくはみ出してきており、憲法研究者もまた、国会開会に際しての「おことば」等の行為を「象徴行為」として追認して来ている。天皇が「内閣の助言と承認」に基づいて公的に行えるのは第6条および第7条に定められた国事行為のみであって、それ以外はすべて天皇の個人的行為にすぎない。したがって、その中間的行為を「象徴行為」などとして追認し、それに公的性格をもたせることは違憲であると言わざるを得ない。もしそのようなことが許されるとすれば、公的性格を持った天皇の行為類型は限りなく拡大し、「天皇は、この憲法の定める国事に関する行為のみを行ひ、国政に関する権能を有しない」（第4条第1項）との規定は画餅と化すであろう。

「皇室外交」というマスコミ用語は厳しく告発されねばならない。

### 2 「靖国」を告発する（靖国神社国営化法案を素材として）

先に、津地鎮祭訴訟および殉職自衛官合祀訴訟における最高裁判決が「靖国への道」をつけたと述べたが、このこととの関係で見落としてならないのは、1968年以来数度にわたって国会に上程されてきた「靖国神社国営化法案」である。ここでは1973年4月27日上程の法案を見てみよう。それによると、「靖国神社は、戦没者及び国事に殉じた人々の英霊に対する国民の尊崇の念を表すため、その遺徳をしのび、これを慰め、その事蹟をたたえる儀式行事等を行い、もってその偉業を永遠に伝えることを目的とする」（第1条）。「この法律において『靖国神社』という名称を用いたのは、靖国神社の創建の由来にかんがみその名称を踏襲したのであって、靖国神社を宗教団体とする趣旨のものと解釈してはならない」（第2条）。しかし、「宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務は、靖国神社の成立の時にあって靖国神社に継承されるものとして宗教法人靖国神社は、その時に解散するものとする」（付則第12条）。「靖国神社は法人」とし（第4条）、その「理事長及び幹事は、内閣総理大臣が任命し」（第12条）、「内閣総理大臣が監督する」（第34条）。靖国神社の「運営経費の一部は、国および地方公共団体が補助する」（第32条）。

要するに、靖国神社は「儀式的行事等」を行うけれども、それは「宗教活動」ではないというのである。しかし、靖国神社が「宗教法人靖国神社の一切の権利及び義務」を継承し、「儀式行事等」は「創設以来の伝統を顧みつつ」行われると言うのであるから、その「儀式行事等」は自ずと神道式の宗教的行事にならざるを得ない。したがって、この靖国神社は、憲法第20条にいう「宗教団体」であると言わざるを得ない。このような宗教団体を国営化することは、憲法第20条の政教分離原則に明確に反する。また、それに対して国および地方公共団体が運営経費の一部を補助するというのであるから、憲法第89条にも反することは明らかである。

靖国神社のこのような国営化が実現すれば、文部省は、学習指導要領において児童・生徒に靖国神社参拝を強制することになるであろう。何の法律根拠もないのに、「日の丸」「君が代」を国旗・国家として強制している現実からすれば、このことは当然予想されることである。「靖国神社国営法案」は、厳しく告発されねばならない。

3 土俵は違つて当たり前（読売新聞の憲法改正試案と平和基本法構想を素材として）  
1994年11月3日、読売新聞社は「憲法改正試案」を発表した。そのうち、憲法第9条に関する部分は、次のような第3章および第4章である。

### 第3章 安全保障

#### 第10条（戦争の否認、大量殺傷兵器の禁止）

- （1）日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを認めない。
- （2）日本国民は、非人道的な無差別大量殺傷兵器が世界から廃絶されることを希求し、自らはこのような兵器を製造および保有せず、また、使用しない。

#### 第11条（自衛のための組織、文民統制、参加強制の否定）

(1) 日本国民は、自らの平和と独立を守り、その安全を保つため、自衛のための組織を持つことができる。

(2) 自衛のための組織の最高指揮監督権は、内閣総理大臣に属する。

(3) 国民は、自衛のための組織に、参加することを強制されない。

#### 第4章 国際協力

##### 第12条 (理念)

日本国は、地上から、軍事紛争、自然災害、環境破壊、特定地域での経済的欠乏および地域的な無秩序によって生じる人類の惨禍が除去されることを希求する。

##### 第13条 (国際活動への参加)

前条の理念に基づき、日本国は、確立された国際的機構の活動に、積極的に協力する。必要な場合には、公務員を派遣し、平和の維持及び促進並びに人道的支援の活動に、自衛のための組織の一部を提供することができる。

##### 第14条 (国際法規の遵守)

日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する。

要するに、この憲法改正試案は、湾岸戦争以降唱えられるようになった「国際貢献」に名を借りて自衛隊を憲法上の存在とし、この自衛隊を国連のPKOやPKF等に積極的に参加させることを狙ったものである。そこには軍縮の方向性は一切見られない。これは明らかに小沢一郎の説く「普通の国家」のための改憲論に呼応するものである。しかし、小沢のいう「普通の国家」とは「200近くある国家の平均というのではなく、普通の帝国主義国家というか、普通の大国という意味」(渡辺治「憲法の規範力」法学セミナー 470号・1994・2)であり、冷戦構造崩壊後において国連を牛耳っているアメリカとともにPKO、PKF、多国籍軍の活動に積極的に参加するという、わが国の国連安保常任理事国入りを射程に入れた政治的・軍事的な大国路線に立つ国家に他ならない。そのためには憲法が大きな障害になることは明らかだから、この際憲法の改正が必要だということである。

他方、このような小沢路線とは別に、「新しい平和理論の創造」を旗印に、平和基本法の制定を提唱する勢力が登場してきていることにも注意を要する。その旗手の一人は次のように述べている。

「憲法と自衛隊のギャップが広がる一方だったわけです。それに対して一定の歯止めをかけることをきつちりと立法作業としてやるべきではないかと考えたからです。

基本的に、自衛隊が違憲であると言うだけでは現状は何も変わらない。そこで政策的なプログラムとして、自衛隊をどういう方向で憲法の理念に近づけていくのかということを書き具体的に書いてみようということだったわけです。

柱はいくつかあります。一つは、最小限防衛力ということばを使い、自衛隊から攻撃的な部分を削ぎ落としていくということを明確にするということです。そのための手順のようなものを出すということと、長年自民党政府が不承不承ながらとってきた平和的な原則、たとえば武器の禁輸(武器輸出三原則)や三木内閣時代の防衛費に対

する量的規制（GNP 1%枠）、あるいは、徴兵制の否定といったようなことがらを閣議の了解や政府の声明ということではなく、法律というかたちではっきりと位置づけるということです。

次に、われわれは思想として、権力、軍事力を使わないで平和的な手段、話し合いで平和の枠組みを造っていくというふうに憲法の理念を理解しているわけです。そこでアジアにおける冷戦の終焉に向けて日本がきちんとしたイニシアティブを取る。そのための国際的な安全保障の理念を明らかにするという柱があるわけです。

われわれも自衛隊を長年違憲だと言ってきた立場ですが、一方でどんどん既成事実が積み重なっていく。挙げ句の果てに、PKOの参加というかたちで海外にも出る。要するに、抵抗や批判の手段をこちらでも少し変えてみる必要があるのではないかというのも動機の一つだと思います。

同じ土俵に乗るといって批判はもちろんあるでしょうが、むしろここではあえて踏み込んで、具体的な政策論というかたちで、やや粗削りなかたちではあるが提唱していく。

特に従来護憲の勢力でともがなばってきた人たちに対して呼びかけ、ないしは、少し戦略を転換する必要があるのではないかということ述べたかったわけです。」

（山口二郎「憲法9条と平和主義」法学セミナー470号）

護憲運動における苦悩の中での戦略転換であることは理解できるとしても、私の9条解釈からすれば、かれらが提唱している「平和基本法要綱」の次のような9条解釈は賛同することができない。

「（自衛権）憲法第9条は、その第1項において侵略戦争を否定し、また国際紛争を解決するための武力による威嚇、武力の行使を禁じたが、国連憲章第51条に規定された個別的自衛権は認められている。国民生活をさまざまな主権侵害行為から防衛するための実力は保持しうる。しかし、憲法第9条の第2項において、一切の戦力が禁じられ、交戦権も否認されているため、保持しうる実力は最小限防御力の域を出ることができず、その組織のありかた、装備および実力行使の方法もきわめて限定的かつ抑制的でなければならない」

ここには明らかに論理的な矛盾が見られる。すなわち、国連憲章上個別的自衛権が認められているから、わが国も最小限防御力は認められるのであり、憲法における一切の戦力の禁止は無視してもかまわないというわけである。このような乱暴な解釈は、解釈としては邪道である。個別的自衛権が認められ、防御力が認められるというのであれば、それは最小限のものではなく十分なものであったほうが良いことは子供にもわかることである。憲法は自衛権を否定しているのではないが、その自衛権行使の方法として、軍事的手段ではなく平和的な外交手段を選択しているのである。このことを見落としてはならない。要するに、この平和基本法構想は、最小限防御力という名において自衛隊を合憲とするものである。憲法前文は、「日本国民は、恒久平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」のであり、「日本国民は、国家の名誉にかけて、

全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ」と宣言している。この誓いは耐えがたきまでに重いかもしれない。しかし、このことを忘れてはならない。そうだとすれば、わが国の「国際貢献」のあり方は自ずと明らかである。それは、非武装・非戦型の国際協力を通じて、憲法の平和主義理念の普遍性を国際社会に訴えていくことである。そのためには、土俵が違うことを恐れる必要は何もない。むしろ違って当たり前と言うべきであろう。

労働運動や学生運動が低迷し、数少ない各地の市民運動が全国的なつながりを持たぬまま、憲法原理の復権を目指して「ごまめの歯ざしり」のごとき活動を展開しているというのが、わが国のデモクラシーのいつわらざる現状である。しかし、デモクラシーは決して死んだのではない。「ごまめの歯ざしり」ではあっても生き続けている。そのような厳しい現状を耐えきることなく、改憲論者と安易に「土俵」を同じくすることは、そのような「ごまめの歯ざしり」の息の根を止めてしまうことにもなりかねない。平和基本法構想の旗手たちは、このことをどのように考えるのであろうか。

むすびにかえて――ライフ・スタイルとしてのデモクラシー――

以上、旧憲法から現憲法への憲法原理の転換、現憲法の原理の空洞化の過程およびその原理の復権の視点について考察してきた。すでに述べたように、デモクラシーを「人民の人民による人民のための政治」原理として理解することは容易である。しかし、そこでは「自律する人民」が前提となっていることを押さえておかねばならない。難しいのはこの「自律」である。おのれの生活のなかにデモクラシーを生かきぎること、すなわちライフ・スタイルとしてのデモクラシーを身につけること、私たちに問われているのはそのことである。

#### 【編集局より】

この一文は、当会会員の中でおそらく最も地位の高い、金沢大学教養部長・畑安次氏〈あれ？ 金大の教養部、まだつぶれていなかったの？=会長。まだ残ってるわい=畑〉が、会長の入れ込んでいる自称平和運動の組織、「金沢大学平和問題ネットワーク」の主催した連続討論集会「戦後50年とデモクラシー」の第2回で講演した、講演原稿です。「ネットワーク・ニュース（76）」より全文転載しました。当学会誌には珍しい、格調の高い論文ですから、みなさん、熟読してください。〈お前、日本国憲法の単位もらったからといって、あんまりゴマするなよ=会長。卒業してしまっただから、聴講料、ずいぶん払ったんですよ=7局長。ぼくはもらってないぞ=畑〉

## 病棟閉鎖顛末記

栗岡 修平

### 【1】

慌ただしい東京からのんびりした郷里・島根に帰って3年が過ぎた。すっかりのんびりする癖がついて優雅な気分にはたっている。

にもかかわらず、昨年末から最近にかけて、私の優雅な安らぎを掻き乱す不埒な輩が出現した。その輩は国家公務員で、国民の僕として国民のことを真剣に考えている人たちである。彼等が私の優雅な安らぎを妨げるのは、おそらく国民の為を思う善意なのだろう。それは不埒な行為などでは決してなく、暇を持て余しているように見える私に少しは暇潰しの機会を与えてやろうという、こよなく善意に溢れる意図から生まれたものだろう。善意はありがたいとお受けしなければならぬ。そう考えた私は、彼等の善意に飛びついた。おかげで、優雅な安らぎはどこかへ消し飛んでしまったが……。

私の優雅な安らぎを妨げる善意の手を差し伸べてくれたのは厚生官僚だった。私の親父は、約5年前に脳梗塞で倒れ、今は特別養護老人ホームに入っているが、つい最近までは厚生省管轄下の国立療養所松江病院という所に入院していた。

去年の12月の初め、親父の看病の為に病院へ行った私は、その看護婦からとんでもない話を聞かされた。国立療養所松江病院には10を越す病棟が存在しており、私の親父はそのうちの第3病棟という所に入っていた。その病棟は所謂リハビリ病棟であり、患者の殆どが老人である。その第3病棟を年の明けた1月末に閉鎖するというのだ。まさに裏耳に水だった。

厚生省は数年前から、定員外職員の首切とか病棟閉鎖という国立病院の合理化を推進している。松江病院でも、約2年前、結核病棟である第9病棟が閉鎖され、また約1年前には定員外職員の大幅な削減が実行に移されていた。第3病棟の閉鎖もその合理化の一環だが、しかし納得のいく話ではなかった。とにかくこの合理化は、不合理なことだらけで、私に病棟閉鎖の話をしてくれた看護婦も腹を立てていた。

すでに閉鎖になっている第9病棟には、私も親父が脳梗塞で倒れる前に入院していたことがある。そこは結核病棟で、ベッド数は50。私が入院していた頃には25人前後の患者がいた。その病院には他にも結核病棟として使っている病棟が二つあり、それらの病棟の充足率も第9病棟と似たり寄つたりの状態で、結核患者が減少している現実を考えるなら、第9病棟を閉鎖してその患者を他の結核病棟に移すという話もそれなりに理解出来る。

しかし、リハビリ病棟である第3病棟の閉鎖となると話が違ふ。第3病棟はベッド数44、昨年12月初めの段階では30余人の患者が入院していたが、それ以前にはほぼ満床に近い状態が続いていた。病院側は、第3病棟を閉鎖する理由の一つに「空きベッドが多い」ということも挙げていたが、それは本末転倒した話で、その空きベッドは病棟閉鎖を見越して

病院が新規の患者を第3病棟には入れなかったから生じたものだった。第9病棟のようにそもそも患者の絶対数が減って空きベッドが生まれたのとは、本質的に異なる。

島根県は高齢化が進んでいる点では“先進県”である。実質的に老人病棟とも言えるリハビリ病棟が存在する必要性は、今後もますます高くなっていくだろう。患者家族による病棟閉鎖反対運動を組織した後、病院の事務部長に会ったとき、私は彼に「高齢化社会を迎えようとする今、老人病棟を閉鎖するのは時代の要請に合わぬことではないか」と言った。それに対する彼の答えはふるっていた。

「確かにご指摘のように、高齢化社会ということで老人は増えています。しかし、患者は減っているんですよ。」

私は唖然とした。こんなことを言う奴が厚生官僚として病院で実権を握っていようとは……。昔の私なら、「フザケルナ！コノヤロー」と怒鳴り返していただろうが、今の私はいい年こいたオッサンになっている。「コノヤロー」という言葉が飛び出すのをグツと我慢した。実は、老人医療というのは儲からない仕組みになっている。その仕組みを作ったのも厚生省だが、病院経営の効率化ということを考えれば、老人医療にはなるべく力を注がない方がいい。だから、多くの病院では寝たきりの老人患者の長期入院を喜ばない傾向がある。

実際、私の親父の場合も、脳梗塞で倒れた後約2年半の間は他の病院に入っていた。その病院でも、老人患者の入院が長引くと、「そろそろ家につれて帰られたらどうですか？」とか「よかったら、〇〇外科を紹介しますけど」といった形で、老人患者の追い出しが図られていた。これは患者の家族にはプレッシャーで、病院へ行けば患者の家族同士がお互いに愚痴をこぼし合う有様だった。寝たきりや惚けた老人の面倒を家で見る為には、人の要素と家の作りの要素という二つの要素が揃っていないと、どうにもならない。私の親父の場合、人の要素は無理をすれば何とか補えたが、家の要素はどうにもならない。どこの家でもそうだが、将来家族の誰かが寝たきりになることなど想定した造りにはなっていない。大きな家なら、改築して病人の部屋を新たに作ることも可能だが、私の家にはそんなスペースも無い。それでプレッシャーに耐えてはいたが、それも限界だった。そこで私は私が以前入院していた頃に知合った看護婦を介して、親父を国立療養所松江病院へ転院させた。国立病院の良い点は、入院が長期に及んでも「退院」を迫るような圧力を患者や家族にかけないことだった。おかげで、私もオフクロも肩の荷を下ろしたような安堵を覚えた。転院にあたって、国立病院から一つだけ条件が出された。それは、特別養護老人ホームへの入所手続きをしておいてくれというものだった。私はその手続きをしたのだが、その時、市の職員から「3年くらい待たなければなりませんよ」と言われた。要するに、特別養護老人ホームへの入所希望者が溢れているということだ。その裏には、幾多の人が、寝たきりや惚けた老人の面倒を見てくれる場所を求めているという現実が横たわっている。実際、病棟閉鎖反対運動を組織する過程で、第3病棟に患者を預けている家族の人たちと話してみると、その多くが国立病院へ患者を入れるまでに様々な苦労と努力を重ねてきていた。彼等にとって、国立病院第3病棟はやっと辿り着いた安息の場であった。

ちなみに、私が先ほど書いた“〇〇外科”というのは、このあたりでは一部の外科医院

や産婦人科医院で寝たきりや惚けの老人の面倒を見ているところである。年取って手術のメスを握るのが難しくなった外科の開業医や出産の減少であまりはやらなくなった産婦人科の開業医が、いわば畑違いだが、病院から締め出されて行き場を失った老人患者を受け入れている。それらの医院ではそれなりにきちんとした医療行為も行なわれているだろうが、看板に偽りがあるのは紛れもない事実で、どうしても“姥捨山”のように思われがちな面もある。

事務部長の「患者が減っている」という発言は、そんな実体を何一つ理解できていない官僚の言葉である。とにかく、高齢化社会を迎えようとしている今、実質的には老人病棟と言っても良いリハビリ病棟を閉鎖するのは、とんでもない話だ。

国立療養所松江病院には第3病棟以外にもう一つリハビリ病棟がある。それは第10病棟で、3病棟と10病棟は並行して建っている。その二つの病棟をつなぐ廊下の脇に、寝たきり患者も入れる設備のある浴室やリハビリ室がある。病院は、第3病棟を閉鎖した後その患者を他の病棟へ移す方針でいたが、第10病棟以外の病棟に移る患者はリハビリや入浴の面でどうしても現状よりは不便な状態に追いやられる。

病院の廊下にある労組の掲示板に、短冊状の紙に書いた川柳のようなものが何枚か貼られていた。内容は病棟閉鎖を風刺したものだったが、その一つに、

「寒い風 吹いてリハビリ 遠くなり」

というのもあった。

事務部長は「病棟を閉鎖しても、患者さんに新たな負担を与えるようなことは無いよう、努力いたします」と言明した。しかし、この言葉に実がないのは明らかである。入浴やリハビリの面で患者に肉体的・精神的な新たな負担が生じるのは目に見えている。その点を問い質すと、事務部長はこう言った。

「その点につきましては検討課題となっておりますので、どうしたら一番いいか、看護部の方で現在検討させておりますので・・・」

要するに、面倒臭いことは現場に任せているということだ。事務部長のこの言葉を第3病棟の看護婦に伝えたら、その看護婦は怒り出した。

「何言ってるのよ！ どうしたらいいかって、この病棟を残すのが一番いいに決まっているじゃない。検討することなんて無いわよ！」

その通りだ。検討することなど何もない。病棟存続以外に患者に新たな負担を与えない一番いい方法はない。

やっかいな問題の処理は現場に押しつけ、机上で現実を無視した策を弄する。この姿勢を貫く精神を養うことが、単なる公務員ではなく磨きのかかった官僚になる道なのかもしれない。

病棟を閉鎖せざるを得ないなんらかの事情があるのなら、病院はその事情を患者や家族に説明し、その理解を得る努力をすべきではないだろうか？ ところが、病院は一切の説明なしに病棟閉鎖を断行しようとしていた。患者や家族に対してだけ、何の説明もなかつ

たのではない。労組に対しても一切の説明が行なわれなかったらしい。

「病院の幹部や厚生省が決めたことだから、患者や家族は黙って言うことに従え」とでも言うのだろうか？ こんな姿勢がまかり通ったら、下々の民はたまったものではない。この傲慢で高飛車な態度は、「上官の命令は天皇の命令と思え」という旧帝国軍隊の有無を言わざぬ思考回路に合い通じるものがある。

それとも、理不尽な病棟閉鎖を強行しても文句を言って来るものなどいないと、病院は考えていたのだろうか？ 陰でフツクサ言う者はいるだろうが、それは無視すればいい。労組が何か言って来たも「病院の管理に口を出すな」と突っぱねればいい。そう思って、高を括っていたかも知れない。もしそうだとしたら、我が一般市民は見くびられたものだ。

こいつは一丁文句を言って、市民を蔑ろにしたような病院の姿勢を正しておかなければならない。第3病棟の患者がオムツをした年寄りだから、その家族が田舎の爺さん・婆さん・オッサン・オバサンだからといって、ナメンナヨ！

そう考えた私は病棟閉鎖反対運動をまき起こすことにした。

## 【2】

私はまず、病院長宛に抗議の手紙を書き送った。

自分は国立療養所松江病院第3病棟に入っている患者の息子だが、最近、第3病棟を閉鎖するという話を耳にした。それで、患者や家族に動揺が起きている。第3病棟を閉鎖しなければならない理由が分からない。その理由を明らかにして欲しい。どう考えても、第3病棟の閉鎖は不合理であり、閉鎖によって生じるものもマイナスの要素しか思い浮かべることが出来ない。それでも閉鎖せざるを得ない事情があるのなら、説明会を開催する等の手段で患者・家族の納得を得るべきではないだろうか。自分は国立病院のファンであるが、そのファンの気持ちを裏切るような、病棟閉鎖などというつまらないことは止めたらどうか。

そんな内容のことをヤンワリとした文章にまとめて書き送ったが、院長がその手紙を握り潰してしまうことは予想できた。だから、私は手紙のコピーを2通作り、1通を病院の労組に送り、残る1通を第3病棟の婦長に手渡して病棟の看護婦たちに読んで貰うことにした。実際、その手紙に対する院長からの返事は何もなかった。

第3病棟閉鎖に対する患者や家族の不安は広がっていたが、それですぐに反対運動に火がつく訳ではない。患者を病院に預けている家族が病院の方針に楯突く行動に出るには、それなりに腹を括らなければならない。「署名集め等には協力できるけど、反対運動の表に出ることは、商売の関係で出来ない」としに言ってきた人もある。時々、業者が来て病院の廊下に品物を並べて売っていることがある。靴や洋服や女物の下着や……。その人の場合、その出店を出す許可を病院から得ている。病棟閉鎖反対運動の表に出ると、その許可が取り消されたりはしないが、そんな心配をしていた。病棟閉鎖反対運動の必要性を感じながらも、それでも逡巡している家族たちの尻を叩いて回ったのは、第3病棟の看護婦たちだった。もちろん、家族たちの中には「うちは病院に全てを任せてますから、病人が山の土に連れて行かれようが一向に構いませんので……」というようなことを平気で

言う人もいたらしい。

看護婦たちが尻を叩いて回ったおかげで、「一緒に頑張らしましょう！」という家族が何人も出てきた。私は彼等と協力して病棟存続を訴える嘆願書を作り、署名活動を始めた。年内に署名簿を添えた嘆願書を出そうということで、その通告をする為に私は院長に電話をかけた。が、「院長は不在」ということで、「次に偉い奴を出せ」といったら、事務部長が電話口に出て来た。私が出た後暫くおつきあいを願うことになる事務部長と話をしたのは、それが初めてだった。

私たちが署名活動を始めてから嘆願書と署名簿を出すには十日ばかりしか時間がなかった。署名が500も集まれば御の宇と私は考えていたが、嘆願書提出時に集まった署名は1000近くになっていた。

私たちが署名集めに走り回っている間にも、患者・家族の不安を新たに掻き立てる動きがあった。病院の副院長が、自分の担当している患者の家族に対し、病棟閉鎖後にはその患者を結核病棟に移す旨を通告した。これには第3病棟の婦長も腹を立てた。そもそも、病棟閉鎖後にそれぞれの患者をどこの病棟へ移すかは担当医師と各病棟の婦長が集まって相談することになっていたらしい。その話し合いはまだ行なわれていなかった。しかし、「結核病棟へ移される患者もいる」という話はすぐに病棟中に広まり、新たな動揺を呼び起こすことになった。現代では結核はさほど恐ろしい病気ではないが、伝染病であることには変わりがない。患者も年寄なら、その家族にも年寄が多い。年寄には、かつて結核が死につながる病気だった頃の恐いイメージが残っている。しかも、結核病棟では感染防止の為に小さい子供との面会が制限されている。寝たきりの老人患者の中には、孫や曾孫との面会を楽しみにしている人もいる。そのささやかな楽しみも奪われるかもしれない。

12月26日、家族代表5人は嘆願書と署名簿を事務部長に提出した。その時のやりとりの中でも“結核病棟送り”問題が出た。“結核病棟送り”を言い渡されていた患者の家族もその場に同席していて、

「私のところは『結核病棟へ行け』と言われたんですが、どうしたらいいか、不安でありませんが・・・」

と訥々とした口調で訴えた。それまで慇懃無礼に、それでいて一歩も退かぬ姿勢をとっていた事務部長が、それがジェスチャーなのかかわからないが、初めて驚いたような顔をした。どうやら、“結核病棟送り”の話は事務部長も知らない、副院長の勇み足だったようだ。

結局、“結核病棟送り”の話は消えることになる。しかし、“結核病棟送り”発言をして病棟に混乱を持ち込んだ副院長からは、何の挨拶もなかった。私が「結核病棟送りはない」という話を聞いたのは、年が明けてから、病院の労組と接触したときが初めてだった。その間にも、“結核病棟送り”の話は一人歩きし、「Aさんは結核病棟へ行かれるらしい」「Bさんもそうだということだ」「Aさんの家族の人が気の毒だ」という噂が飛び交っていた。AさんやBさんの家族は嫌な気分正月を迎えることになっただろう。

人心を惑わす無責任発言をした副院長の責任は重い。にもかかわらず、一言の釈明もすることなく平気な顔をして病院の中をのし歩き、“結核病棟送り”を宣告されてオロオロ

した患者や家族の前でも何食わぬ顔をしておられる副院長の精神構造は、私には理解の出来ないものだ。よほど面の皮が厚いのだろう。

ところで、第3病棟閉鎖の理由であるが、これがまたでたらめな話だった。閉鎖の理由は「結核患者が減少した為」だそうだ。「結核患者が減少したのでリハビリ病棟を閉鎖する」。こんな人を食った話があるか！ こんな話が罷り通れば、何だっていえる。私が屁をこいたので、私の友人の頭が禿げた。私がスケベなことを考えたので、近所の猫が子供を生んだ。まるでそんな類の話ではないか。

国立療養所松江病院には結核患者を収容している病棟が二つある。第6病棟と第7病棟だ。実は、それ以外にも、実際上は一般内科の病棟として使われているが名目は結核病棟という病棟が存在している。第2病棟がそれで、本来はこの第2病棟が閉鎖の対象となる筈だった。にもかかわらず第3病棟に白羽の矢が立ったのは、

① 2病棟より3病棟の方がベッド数が少ない（2病棟50、3病棟44）

② 2病棟より3病棟の方が日当たりが悪い

という理由からだそうだ。ちなみに、第2病棟は2階にあり第3病棟は1階にある。だからといって、第2病棟に比べて第3病棟の日当たりが著しく悪いということは絶対に無い。

それで、名目的には結核病棟である第2病棟を今後はリハビリ病棟として位置付け、第2病棟の代わりに第3病棟を閉鎖するという。だから「閉鎖するのはリハビリ病棟ではなく結核病棟だ」という理屈になる。論理学ではこういうのを「詭弁」という。どう理屈をこねてみても、現実閉鎖される第3病棟はリハビリ病棟だということは動かせない事実である。

そもそも病院の造りからいって、2階にある第2病棟はリハビリ病棟には適していない。第2病棟からリハビリ室へ行くには、いったん病棟がら出てエレベーターで1階に下りて、それからまた長い廊下を歩かなければ辿り着けない。看板を書き替えればリハビリ病棟としての機能が果たせるというものではない。もし看板を書き替えるだけで何もかもうまくいくなれば、私は「大江健三郎」と改名しよう。そうすれば私もノーベル賞の荣誉に浴せるかもしれない。しかも、現実の第2病棟は一般内科の病棟として使われており、結核患者を収容する場ではなくなっている。「結核患者の減少」が病棟閉鎖の理由ならば、その第2病棟を閉鎖対象にすることすら間違っていないまいか。

第6病棟か第7病棟を閉鎖すれば、論理的には話がつながる。しかし、二つの病棟に入っている結核患者を一つにまとめると、何人かの患者があぶれてしまう。結核の場合、法定伝染病であり、あぶれた患者を一般病棟に収容することが出来ない。だから、第6病棟と第7病棟はどちらも閉鎖する訳にはいかない。しかしそれなら、病棟閉鎖を断行する理由に「結核患者の減少」を挙げること自体、そもそも理由にならない理由ということになる。

論理もへちまもあつたものではない。しかし、病棟を一つ閉鎖する為にこんな屁理屈を大真面目にしかめっ面してひねくりまわして、詭弁を弄することに夢中になっている厚生官僚が哀れに思える。

年が明けて、病院の労組から「話し合いたい」という連絡が入った。労組は全医労松江支部という組織で、共産党色の強い組合である。この労組も病棟閉鎖には反対していたが、その活動スタイルは私の考える労組活動とは異にするものだった。

私は、病棟閉鎖反対運動を始めるにあたって病院長に手紙を書き、そのコピーを労組にも送った。労組が病棟閉鎖反対運動に取り組み、なんらかの抗議行動が組織されたりするだろう。その時には、患者家族として私もその抗議行動に協力できる。そんな考えがあった。

しかし、全医労の病棟閉鎖反対運動の進め方は全く違うもので、専ら議会と議員に働きかけるものだった。それで、12月中旬には松江市議会が「国立病院の縮小に反対し拡充・強化を求める意見書」決議を採択した。これは「意見書」であって、その決議に病院が縛られることはない。年が明けて、全医労は各党に対して「国会調査団」の派遣を要請した。その派遣要請に答えてMという共産党の衆議院議員が来ることになった。

Mが来た時、病院側からも事情説明を受けることになるが、現場の職員や患者家族からも事情説明をしたいので、患者家族の人も何人か、その席に参加して欲しい。それが、全医労が私と話し合いたかった内容だった。別に拒絶する理由はない。しかし、大衆に働きかけることをしないで議会や議員にばかり働きかけて、何が労働運動だ？ という思いがあった。

1月13日、Mがやって来た。Mへの事情説明は、労組事務室の横にある小さな会議室で行なわれることになっていた。約束した時間に他の患者家族数名と一緒にその場に顔を出した私はびっくりした。正面に議員バッジを光らせたMが座っており、その両側にはNという女性の元・衆議院議員（島根県選出）と共産党の県会議員Kがいた。その脇にちよつと貧相なオヤジがいて、それが司会のようなことを務めていた。労組の委員長か何かだろうと思っていたら、後で聞くところによると、彼は日本共産党島根県委員会副委員長だそう。要するに、我々と向かい合って正面に並んでいたのは共産党幹部のお歴々だった。出席者は約20人で、Mが事前に厚生省の官僚から聞いてきた話をし、私たちにもちよつと意見を聞き、会合は30分ばかりで終わった。

その後、M御一行は病院側の説明を受け、病院内を視察することになっていた。その日は院長も事務部長も不在だそうで、係長クラスの男がMと応対することになっていたらしい。視察が終わった後、病院側が何を言ったか、Mが私たちに報告する為の会合が予定されていた。

暫く時間が空いたので、私は第3病棟にいる親父の所へ行って時間を潰していた。そこへ、M御一行が病院の職員に案内されて視察にやって来た。その職員がどういう説明をするのか聞きたかったので、私もM御一行の中に紛れ込んだ。その時ハプニングが起きた。犯人は私だったけど……。M御一行を案内して来た職員は説明らしいことは何もしていなかった。M御一行も突っ込んだ質問は何もしていない。それでつい口を出してしまった。

「いいですか、そこに風呂があつて、こちらにリハビリ室がある。この病棟からだったら、すぐに行けるんですよ。他の病棟へ移ってみな。ここまでどうやって来るんだよ。誰が考えたって、この病棟を閉鎖するのは不合理な話じゃないか。この病棟を閉鎖しような

んてことを思いついた奴の頭の構造を知りたいよ。」

その途端、M御一行を案内していた職員が気色ばんだ。

「あなた、誰なんですか！」

「俺か？ 俺はこの患者の家族だよ」

「名刺、いただけますか？」

彼の態度は横柄だった。私が名刺を取り出して彼に渡すと、彼の顔色が変わり、とたんに低姿勢になった。どうやらその職員は、私の顔は知らなかったが、名前だけは知っていたらしい。下手に刺激したらうるさい奴だと、誰かから聞かされていたのかもしれない。

「病院には、病院の事情もありますので・・・」

彼は言い訳をするように言うと、私の前から立ち去ろうとした。

「ちょっと待てよ。その事情とやらをきちんと聞かせろ」

私がそう言おうとしたその時、邪魔が入った。日共県委員会副委員長だった。

「すみませんが、私にも名刺を一枚下さい」

彼に名刺を渡している隙に、横柄な職員はM御一行を促して立ち去っていった。その場でその横柄な小官僚を追及しても何も出てこなかったかもしれないが、追及するチャンスは私は日共幹部に妨害されてしまった。

その後、Mの報告を聞く為の集まりがもたれた。Mが一頻り報告した後、その会合は選挙運動の場となった。MもNも来たるべき衆議院選挙の候補者になっている。二人ともそれぞれの選挙区で立候補するが、比例区でも立つことになっている。中国地方では、共産党の比例区名簿の第1位にM、第2位にNの名が上がっている。

「地元からNさんが国会に出ておれば、こんな問題が起きたとき、私なんかが島根まで来ることはないですよ。」

Mが言えば、Nも言う。

「共産党に投票していただければ、Mさんに続いて私も当選できるかもしれません。そうなれば、皆さんの力になれると思いますので、ぜひ、共産党に投票してください。」

アホくさ。私はすっかり白けた気分になった。

その同じ日、私は地元新聞の取材も受けた。国立病院の病棟閉鎖は決して小さな問題ではないので、マスコミにも取り上げて貰いたかった。それで私は人を介して地元紙に取材するよう要請していた。病棟閉鎖の記事が地元紙に乗ったのは、病棟閉鎖が完了しつつあった1月26日だった。それも無理はない。私が新聞記者の取材を受けたのが1月13日。その後連休があって、記者が病院側の取材をしたのはその翌週だった。ところが、その週明けに阪神大震災が起きてしまった。暫くの間、紙面は震災記事で埋まり、1月末になって、やっと病棟閉鎖の記事を掲載するスペースが取れるようになった。しかし、そんな頃になって記事が載ったおかげで、私はもう暫く事務部長におつきあい願うことになった。

その間に病棟閉鎖は着々と進んでいった。私は個々の問題をとりえて事務部長を追及していたが、病棟閉鎖を阻止する歯止めにはならなかった。患者たちは次々と他の病棟へ移されていき、私の親父ももう一つのリハビリ病棟である第10病棟へ移っていった。そして1月27日、第3病棟は閉鎖された。

労組掲示板にはまた川柳らしきものが貼り出されていた。

「病棟閉鎖 指示したあなたは ご栄転」

### 【3】

閉鎖になった第3病棟を私が訪ねたとき、がらんどうになった病棟で看護婦たちが後始末をしていた。私はつくづく勿体ないと思った。看護婦たちも怒っていた。

その時、看護婦と話していて、病棟閉鎖反対運動はまだ終わっていないと私は思った。

「神戸では病院が潰れて困っているというのに、こんな病棟を遊ばせておこなんで、勿体ないわよ」

「ここに被災者を引き取ればいいのにね。暖房も通ってれば、水も電気もある。ベッドや布団だってあるんだから、助かる人がいるというのにね。」

「医療救護班を派遣するって話もないしね。世間に恥ずかしいわ。」

「こんな情の無い人たちの下で働いているかと思うと、情けなくなるわ。」

彼女たちは口々にそんなことを言っていた。私も同感で、44のベッドが空いた第3病棟に阪神地区の被災者とりわけリハビリを要するような患者を移せば、寒い避難所や設備の壊れた病院で苦しんでいる人を少しは助けることが出来るのではないかと考えた。

松江には大きい総合病院が四つある。そのうちの国立病院を除く三つの病院は震災直後に医療救護班を阪神地区に派遣しており、それは地元新聞でも報じられていた。阪神地区の被災者の為に何かをしたい、何かをすべきだ。そんな気持ちが自然発生的に盛り上がっていた。こんな時に何もせずいたら病院の評判も悪くなる。そんな心配をしている看護婦もいた。

私は事務部長に電話をかけることにした。しかし、私一人が「阪神地区の被災者を空き病棟となった第3病棟へ受け入れたらどうか」と言っても、相手は私がなおもしつこく病棟再開を狙って動いていると勘繰りかねない。そこでサクラを頼むことにした。幸いなことに、国立病院の病棟閉鎖に関する新聞記事は載ったばかりだ。しかも、かなり大きなスペースを割いて載っていた。

「この間、新聞で見ただけど、病棟が一つ空いたらしいが、そこに阪神地区の被災者を受け入れる考えはないのか？」

地域住民の間からそんな電話が病院に集中すれば、病院幹部も少しは考えるだろう。それでも何の手も打とうとしないなら、はっきり言って今の病院幹部は他人を思いやる心を失ったロクデナシだと思っていい。私は看護婦たちにそう話し、彼女たちにも友人や知人をサクラにたてるように勧めた。

その日は金曜日。時刻はすでに夕刻だった。

その翌週の月曜日、私は病院の事務部長に電話をかけた。それから数日の間、我がサクラからの電話も集中していた筈だ。ちなみに、このサクラだが、私の依頼を受けて病院に電話をかけたとしても、それで自発的行為ではないと言い切ることは出来ない。定時制高校の教師をしている友人にサクラ依頼の電話をかけた時である。

「新聞見たぞ。大変みたいだな」

実は、病棟閉鎖を取り上げた地元紙の記事に私の名前も載っていた。年令まで出ていて、第3病棟の看護婦からは「修平さんって、そんな年だったの?」と言われてしまった。せっかく若造りして頑張っているというのに……。

「そうなんだよ、病棟が閉鎖になってな……」

「それで、その病棟は空いたままなのか? こんな時に勿体ないじゃないか。」

「だからお前に電話をかけたんだよ。あそこに震災の被災者を受け入れることが出来たらと思っただけ。」

彼は私の言わんとすることをすぐに理解した。そのみならず、彼自身が新たなサクラを発掘して回ったらしい。彼ばかりではない。私以上にしつこく事務部長を迫及したサクラもいた。

私の電話を受けた事務部長は「もう病棟閉鎖も完了したというのに、こいつは何をしつこくまた電話をして来やがったんだ?」と思ったかもしれない。しかしそれでも、その対応は丁寧だった。私が用件を話すと、彼は、

「厚生省の指示があれば、是非、そのようにしたいと思いますが……」

と言った。彼がそんな答えをすることは、私は百も承知していた。

「あなた、今は非常事態じゃないですか? 厚生省の指示云々と言ってる場合じゃないでしょう。そんなことを言ってるから、被災者に対する国の対応が遅れてしまうんですよ。どうしても厚生省の指示が必要なら、国立松江病院から厚生省に働きかけたらどうですか? 上から言われたことだけするんじゃなくて、必要なら下から上を動かすようなことをしてもいいじゃないですか?」

私は量みかけた。彼は少しは後ろめたいと思っているのか、それとも言い訳なのか、私が聞きもしないのに、「国立病院からも医療救護班を派遣する用意がある」というような話をした。

私の学生時代の友人に、北陸のとある国立病院の事務職員をしている男がいる。私は事前に彼に電話をかけ、国立病院という組織が今回の震災に対してどういう対応の仕方をしているか、情報を貰っていた。国立病院という組織は、全国を幾つかに分けたブロック毎におかれている医務局に統括されている。松江の国立病院は、広島にある中国四国医務局の統括下にある。今回の震災に対する厚生省からの医療救護班派遣の指示はそこへ下ろされ、そこからまた各国立病院へ指示が下っているらしい。中国四国地区の場合、震災地の兵庫と隣接する岡山とか淡路島に近い徳島あたりの国立病院から第一陣の医療救護班が現地に入っているそうだ。だから私は、事務部長からは医療救護班の話聞く必要はなかった。

最後に事務部長はこう言った。

「貴重なご意見、どうもありがとうございます。この話は院長にも伝えまして、前向きに検討させていただきたいと思っております。」

本当に前向きに検討したかどうかはわからない。

これだけではちょっと心許ないので、私は本会会員で神戸市職員のK氏にも電話をかけて、国立松江病院で44床ある病棟が一つ空いており、いつでも使える状態にある旨を伝え

た。K氏の話によれば、建物の何階かの部分が潰れてテレビでも報道された神戸の市立病院では患者の一部を加古川や姫路に移しており、退院させるには無理のありそうな患者までひとまず退院させている実情のようだった。私の話を聞いたK氏は、自治労中央本部を通して厚生省に申し入れをしてくれた。

その後も若干すったもんだがあって、最終的に病院から得た答えは、「関西地区の国立病院にも閉鎖になった病棟が幾つかあり、当面はその病棟の活用を考えている。それで間に合わなければ、松江まで患者を移送することもあり得る」というものだった。この回答は私が事務部長から引き出したのではなく、最初はサクラとしてその後は私以上にしつつ事務部長を追い回した友人が事務部長の口から聞き出したものである。

その事務部長の言葉が言い逃れでないなら、少しは助かる被災者もいるだろう。

ちなみに、2月中旬、国立松江病院からも医療救護班が被災地へ派遣されたようだ。その救護班にはすでに閉鎖された第3病棟の婦長も加わっている。2月上旬、私のオフクロが病院でその婦長と顔を合わせ、

「どうしてらっしゃいますか？」

と聞いた。第3病棟閉鎖後、看護婦や看護助手たちはそれぞれ他の病棟へ配置換えになって散っていったが、婦長だけはポストの数が決まっており、どういう扱いになるのか、親切的な婦長だっただけに私もオフクロも心配していた。

その時、婦長が言ったそうだ。

「まだ私は浪人。来週から神戸へ行くけどね。」

それで初めて、国立病院からも医療救護班が派遣されることを知った。しかし、震災から日も経っており、その派遣が新聞記事になることはなかった。おかげで、「震災救援には国立病院も頑張っている」ということを松江近辺の殆どの地域住民が知らないままに終るだろう。

結局、二カ月以上にわたって私は病院との間にすったもんだしたけど、病棟は閉鎖され、空いたその病棟に震災被災者を迎え入れることもできなかった。が、何故か「敗けた」という感じが一つもしない。官僚が結構な楽しみを与えてくれたような感じがして、ますますこの病院のファンになった。

2月下旬、市の福祉の方から「特別養護老人ホームに空きが出来た」旨の連絡があって、親父は国立病院から特別養護老人ホームへ移った。私がファンである国立病院との楽しいおつきあいを、私はとりあえず中断せざるを得ない。

(1995・3・15)

身体の中の歴史  
— 比較形態学入門 —

奥野良之助

金沢へ来る前、神戸の水族館にいたとき、頼まれて武庫川女子大学で臨時講師をしたことがあったが、これが週2コマ、4時間の講義だった。しかも、教養過程だから学生が200人から300人くらい聞きに来る。それで月に1万円もらったのだが、学生一人1回くらいになるだろうと計算してみたら、5円になった。「おれは5円玉相手に講義しているのか」と思ったが、手を抜いたわけではない。当時の1万円は私にとってありがたかったし、講義するのはおもしろかったからである。

もっとも、私は神戸市の公務員で、公務員は兼職を禁じられている。国立や公立ならいいのだが、武庫川女子大は私立だから、この兼職禁止条項に触れる。そこで、「私営企業従事願」なるものを神戸市に出し、「本務に影響を与えません」という誓約書まで書き、本務に支障なきように、自分の公休日を講義に当てていた。つまり、完全に休みなしだったわけである。こういえばけっこう働き者のようだが、実はそうでもない。週1日の講義の疲れを、週6日の水族館勤務でいやしていた（水族館では干されていたからね）というのが実情だったが、それは内緒である。

金沢大学にやってきたら、3年生前期に「系統動物学」、後期に「生態学C」という講義をやれという。ほかにゼミや演習や大学院の講義は少しあるが、気の張る講義はこの二つだった。二つといっても、前期と後期に分かれているから、実質上は一つである。それでいくらくれるかということ、けっこうくれる。少なくとも1万円よりは相当多い。文部省は神戸市よりも気前がいいらしい。講義に来る学生も多くて20人、時には1人ということも珍しくなかった。学生1人当たりいくらくになるかは、計算していない。

少ないようだが、ほんとうはこれでも多いのである。私がいる生態学講座は、生態学ABCという3つの講義を開いている。そのうちA・Bは教授がやることになっていて、本来ならば私はC一つでいいのである。これなら半年に1回講義すればすむ。現に、動物生理化学講座のS助教授は、就任以来21年間、「動物生理化学C」なる講義を半年に1回やるだけで、私と同じくらいの給料をもらっている。

その私がなぜ余計に「系統動物学」なる講義を引き受けたかということ、この講義が金沢大学生物学科創立以来の伝統を持ち、しかも私が引き受けなければなくなってしまうそうだったからである。もっとも、私は脊椎動物しか知らないから、無脊椎動物は誰か学外の人を頼むことになった。

もちろん「系統動物学」など、私の専門ではない。しかし、長年やっていると、知らぬうちに知識が増えて、『魚陸に上る』といった本まで書いてしまった。今では専門の生態学より、講義はやりやすくなっている。専門のほうは、なまじ自分で少しは調査や研究をしているから、教科書に書いてあることのウソがすぐに分かり、といって、自分の知っている確実なことは大してないから、いまだに30時間の講義を埋めるのに苦労している。系

統動物学は専門ではないから、本に書いてあることをみんな信用して、知識はどんどん増える。聞かされる学生こそいい迷惑だが、ウソとホントを見分けるのが学生の務めだから、私の知ったことではない。

金沢へきた当時は、武庫川と比較して、こんなことでいいのかいな、と思わぬでもなかったが、週1回で20年あまりもやっている、それが次第に身に付いてきて、身体までそのペースに染まってしまったらしい。定年まで後わずか、まあ手慣れた講義をのんびりやって過ごそうか、と思っていたら、それが甘かった。

ソ連が崩壊して社会主義がなくなり、「改革」という言葉の意味がまったく変わってしまったから、日本全国は「改革」流行りになった。大学まで巻き込まれて、カリキュラムの「改革」が始まってしまったからである。

まあ、本気で学生のことを考えるカリキュラム改革なら、私だって協力するのにやぶさかではない。だが、その実態はまるっきり違ったものである。改革の第1目標は、教養部潰し、そして教養教育潰しである。

大学に教養過程が作られ教養部が廃止したのは、戦後の新制大学の目玉であった。自分の専門にしか興味が無い「専門馬鹿」（オウムの科学者みたいなものだね）を作らぬために、自然系の学生には人文・社会学を、人文系の学生には自然科学を、大学1、2年生の間に教育する、というのが教養過程の目的で、教養部はそのために作られた。

戦後50年経って、その目的が十分果たされたとは、残念ながらお義理にも言い難い。その責任は、しかし、教養部の先生にはない。いや、ちょっとはあるかな。責任の大半は、学部の先生方にある。学部では依然として研究至上主義で、学生は研究の手伝いをするものとしか見ない先生が大半を占めている。教養教育など考える先生はほとんど見られない。もっとも、先生自身に「教養」がないから、そんな先生にうっかり「教養教育」などされたら、されないよりひどいことになりかねない。幸い、学部の先生はそんなことは考えず、1日でも早く自分の実験を手伝ってくれる、役に立つ学生がほしいと思うだけだった。

ところが、学生が大学に入ると、すぐには学部には来ない。まず教養部に入って、1年半の間、教養部の先生から、どっさり「教養」をつめこまれる。言われた通りに目的も分からず実験に取り組む学生に、プラトンもカントも、いやダーウィンでさえ、要らないのである。要らないどころか、学生に考えるくせをつけると、ろくなことにはならない。

そこで、やっと大学に合格した向学心に燃える新入生に、まず専門の教育を与え、少しでも早く実験できるように仕立てたい。それには教養部と教養教育がじゃまになる。じゃまになるものは潰せ、と、教養のない先生方は短絡思考していく。

金沢大学でも、教養部を潰すことは決まった。いろいろな事情でまだ実現していないが、そこで、これまで学部でやっていた専門教育を1、2年生に下ろしていく、というのが、カリキュラム改革というわけである。

どこでどのように決めたのか、私はあずかりしらないが、生物学科でもいくつかの講義が1、2年生に下ろされることが決まった。その通知を見てびっくりしたのが去年の春である。わが「系統動物学」が、なんと「自然史4」というはしたない名前に変わり、1年前期に下ろされているではないか。

わが金沢大学生物学科は、今を去る22年前、1973年5月26日に教室会議が解散されて教授独裁となった。助教授以下は、いっさいの教室運営にタッチすることができなくなったのである。もっとも、教室会議を解散した当の教授は、うちの講座の教授だが、「解散したのではない。一時凍結したのだ」と言い張っていた。これは、「教室会議制度」つまり、全教官が民主的に討論して教室の管理運営を決める制度そのものを否定したのではない、と言いたかったのだろう。制度はいいのだが、教官の中に常職外れなものがいて、制度がうまく動かない。だから一時「凍結」して、正常に戻れば凍結を解く、というのがその真意である。ところが、その教授は、ついに凍結を解くことなく、今年3月に定年退官してしまった。これで永久に凍結のされっぱなしになってしまったわけである。

その結果、われわれ助教授以下の教官は、このカリキュラム「改革」についても、何の相談も受けていなかった。いや、相談を受けなかったのは教室会議でわいわいやっていた教官だけで、新しく採用された教官は、助教授以下でも相談を受けており、それどころかこのカリキュラム改革案を自ら作っていたのである。

「系統動物学」が「自然史4」になって、3年から1年に下ろされただけではない。この新カリキュラムは去年の1年生から適用されるものだから、去年の2年生と3年生は、3年になってから私の「系統動物学」を受講しなければならない。つまり、移行期の2年間、私は、新しく1年向けの「自然史4」を開講するだけでなく、3年の「系統動物学」も続けなければならないということになっていたのである。

「そんなもん、労働強化やないか」と、当然言いそうな私の言葉を察知した新カリキュラム委員は、ちゃんと答を用意していた。それが、「自然史4」の1年生と「系統動物学」の3年生の、複式合併授業である。

「いやあ、おんなじ講義、してくれはったらいんですよ。ちょっと学生の人数は増えますけど」

というのが、新カリキュラム委員の言い草だった。

1年向けの「自然史4」と、3年向けの「系統動物学」とは、当然違う講義であり、違わなければならない講義である。だが、新カリキュラム委員には、そんな考えは毛頭ないようだった。そこで私は、教授に質問状を提出した。教授はそれを1年間、ポケットか引き出しに、そこまでは知らないが、保管したまま定年退官してしまった。

とはいえ、不当だから講義をボイコットする程の意欲もなかった。文部省は気前よく私にも給料くれているものね。とあって、1年生向けに新しく「自然史4」にふさわしい講義をするにも、もう時間はない。そこで止むなく、去年は複式合併授業をやることにした。

むかし、大阪に十郎・雁玉（がんぎょく）という漫才師がいた。その一八番（おはこ）のひとつに、舞台の上で二人が喧嘩になり、お客さんを真中から分けて別々にやろうというのがあった。二人が勝手に自分のお客さんに話しかけるのだが、その二人の話が混線して、なんともおもしろいことになり、何度聞いても笑ってしまった。複式授業が決まったとき、実はこの漫才を思い出したのだが、一人ではちょっと無理だね。

やむを得ず、半年間、3年生向けにやっていた「系統動物学」をそのまま複式授業で講義したのだが、終わってから深く反省した。前期の講義だから、1年生はまさに入りたて

のピカピカである。ピカピカにはピカピカ向けの講義があっただけだ。

これは私の悪いせなのだが、私はときどき、ふと反省することがある。むかし、水族館で論文の大量生産していたときも、ある日ふと反省した。おかげで論文が書けなくなり、書けなくなったところに大学へ移って、以来たいへん苦勞している。

反省の結果は、こうなった。

カリキュラム「改革」の狙いは、早いうちに専門の講義を聞かせて、すぐ役に立つ学生を作ることである。それなら、なるべく「役に立たない学生」を作るような講義をするのが、文部教官である私の義務ではなからうか。幸い、今年の1年生が3年生になって教室にやってくるころ、私はもう大学からおさらばしている。ここは一つ、最後の「義務」を果たさなければならない。

そこで、新カリキュラム委員に交渉した。

「おい。系統動物と自然史4の講義、一緒にやるのは無理だから、分けてくれんか」

「分けようと思ったら、分けられますけど、労働強化になりますよ。それでもいいんですか」

「よくはないけど、しょうがないやないか」

そこまでは格好良かったのだが、その後がいけない。ふと反省したために、新しく1年生向けの「自然史4」なる講義をつくらなければならないはめに陥ってしまったのである。

といて、まったく新しい材料を仕込むことは、もうこの年齢では無理なことはわかっている。あとできることは、同じ材料を並べ替えることである。前から少しは考えていたのだが、私の系統動物の講義は、「魚陸に上る」に書いた通り、脊椎動物が魚類・両生類・爬虫類・哺乳類と次第に進化していく様子を、その順番で話していた。それを、人間の身体のいろいろな部分を取り上げ、それらがどのように成立してきたかを、過去にさかのぼって説明するやり方をとってみようと考えたのである。人間の身体の各部分には、脊椎動物の歴史が深く刻まれている。当然、脊椎動物の進化の各段階に触れなければならない。これまでの講義の材料が充分活かせるはずだ。

とて始めてみたら、これでもそうとうに大変なことがわかった。現在、四苦八苦ししている最中である。そこで考えた。

こんなに苦勞して作った講義を、たった30人ばかりの1年生にしゃべるだけではもったいない。「よし、日本生物学会の会員を巻き添えにしてやろう」

というわけで、その講義録を『日本生物学会誌』にえんえん連載することにする。なにしろ30時間分だから、長いよ。題して、「身体の中の歴史——比較形態学入門」。表題だけは格好いいね。学生は単位がかかっているから（実はこの講義、必修単位なのである。これを取らなければ卒業できないというのだから、学生も大変だね。でも、なんでこんな講義を勉強しないと卒業できないのだろう）、どうしても聞かなければならないが、当学会員は強いて読む必要はない。まあ学生だって、少々聞かなくても単位は取れることになっているのだが。

要するに、私は、講義し、文章を書けばそれでいい。読むか読まないか、聞くか聞かないか、そんな責任は私は持たない。

【第1時限】1995年4月18日

### 〈大脳の防御反射〉

講義を始める前に、大学で講義を聞く時の「心得」をひとつ教えておこう。

君たち、授業を聞いたり、本を読んだりしているとき、たまたま眠くなった経験はないか？ まあ、中学や高校では、先生がなんとかわからせようと、親切に説明してくれるから、そんな経験をしたことのない人もいるかも知れないが、これから大学でいろいろな講義を聞くと、まず間違いなく経験することになっている。

これは実は、睡眠不足で眠くなるのではない。睡眠が充分足りているときでも、起こるときには起こる。

人間の脳、とくに大脳は、この講義の最後で詳しく説明するつもりだが、地球上で最も複雑精巧なもので、あまり無理をすると壊れてしまう。肉体のほうは少々壊れてもまた回復するけれども、神経は一度壊れると再生しないことになっていて、簡単には直らない。だから脳は大切に取り扱いなければいけないのだが、君たちのような若者は、すぐに無理をしたがる。そこで、大脳は、その持ち主に関係なく、自分の身は自分で守る装置を備えている。持ち主を信用していないんだね。

どうするかというと、大脳に過重な負担がかかると、本人を眠らせてしまう。これを大脳の防御反射という。これは反射作用だから、本来抵抗できないものだ。

訳の分からない講義を聞きながら、なんとか理解しようとがんばる。すると、大脳がオーバーヒートしてくる。そのまま行くと壊れてしまうから、大脳は、本人の意思を無視して勝手に寝てしまう。これが、大脳の防御反射。

これが睡眠不足でなく反射であることは、反射を起こさせた原因、つまり講義が終わると、とたんにすっきりと目が覚めることからわかる。睡眠不足ではこうはいかない。まあ、ときどきは講義が終わっても寝ている奴もいるけれども。

だから講義を聞いていて眠くなったとき、我慢してはいけない。あまり我慢すると、脳が壊れる。講義中眠っていると怒る先生もいるが、脳が壊れるより先生に怒られるほうがましだろう。

この話をしてくれたのは、ぼくが学生のころの動物生理学の先生だったのだが、皮肉なことにその先生の講義は、10人中9人までは眠らせてしまうという講義だった。君たちは同級生がたくさんいるし、まじめでこうして講義にみんな出てくるから、1人や2人寝ていても目立たないからいいが、ぼくの同級生はたった1人で、しかもろくに講義に出てこない男だったから、よく1人で講義を聞かざるをえなかった。1人で講義を聞いているときにこの防御反射が起きると、困るね。

これは別の先生の話だが、1人の学生相手に講義していてふと見ると、スヤスヤ寝ている。講義をやめると学生が起きるだろうし、その時目を合わせるとお互いに気まずいし、だからといって寝ている学生相手に講義を続けるのもどうかと思うし、その先生、困ったそうだ。

そういうときには、どうしたらいいか。講義を聞いている振りをしながら、ほかのこと

を考えていたらいい。ノートにあらぬことを書いていると、いかにも講義を聞いているような格好ができる。学生も大変だね。

もっとも、生物学科には、毎時間、前の時間の講義について試験する先生もいるらしいから、先生によってはあまり手を抜くわけにもいかないが、まあ、自分の脳は自分で大事にしてください。

だいたい君たちは、講義を聞いたり本を読んだりして理解できないとき、どう考えるか。たいてい、自分が未熟で、まだそんな高度なことは理解できないんだ、と考えるのじゃないか。

講義や本が難しいということには、実は二種類ある。

一つは、非常に高度な内容が含まれていて、だから理解できない場合。言葉というものは、人間の思想や考えを表現する表現技術だが、どうやら頭の中で考えている思想よりも遅れているらしい。子供が訳のわからぬ片言をいう時期があるが、その片言だけから「こいつ、何もわかってないな」と思うと大間違いで、奴はけっこうよくわかっているんだね。うっかり馬鹿にすると、「こいつ、何もわかっていないな」と逆に馬鹿にされる。

この、思想に対する表現技術の遅れは、大人まで持ち越される。自分の考えていることを文章に書こうとすると、うまく書けないでしょう。これは、もちろん、作文能力が足りないこともあるけれども、本来言葉というものは思想を余すところなく表現するには不十分なものであるらしい。だから、あまりにも深い思想を抱くと、それを正確に表現できなくて、難解な文章になってしまうことになる。

むかしドイツに、ヘーゲルという哲学者がいた。とにかく難解で有名で、若いころ一度、挑戦してみたことがある。岩波文庫で上下二冊になっている『小論理学』という本を読んだのだが、最初の1行が、何が書いてあるのか分からない。そのうち少しはわかるだろうと読んでいくと、最後の1行も分からなかった。ヘーゲルは分からないということがよく分かったのだが、それ以後、ヘーゲルは一度も手にとっていない。

まあ、いわゆる古典にはこういう種類の難解な本がたくさんあると言われていているが、現代書かれている難解な本は、どうやら違うらしい。

自分がそのことをほんとうに良く理解していたら、誰にでも分かるように表現できるはずだね。でも、自分でもよく分かっていないことを、他人に分からせるのは難しい。ところが、本当に充分理解していることというのは、あまりたくさんはない。自分の考えを言葉でうまく表現できないというのは、その考えがまだ充分成熟していないことの方が多いのじゃないだろうか。頭で考えているときはけっこうごまかしているんだね。ところが文章にしようとする、ごまかせなくなる。それを無理して書くと、辻つまが合わなくなって、他人には分からなくなる。

それなら、自分が充分理解していることだけしゃべればいいのだが、講義というのはひとつ30時間もあるから、理解していることだけでは間が持てない。そこで無理してしゃべると、難解になる。

みなさん、講義を聞いて分からなかったら、自分の未熟さを反省するのもいいが、この先生、自分でも分かってないんじゃないか、と思うこともしてみたらいい。でない、す

べての講義が分からなくて、悩むことになってしまう。悩むだけですめばいいが、ことによると屋上から落下するようなことにもなりかねない。

ほくも、大学の教養部の時、数学も物理も化学もさっぱり分からなくなって困ったことがある。分かったのは生物だけだったから、生物をやったのだが、それでもこうして、大学の先生として威張っている。だから、講義が分からないからといって、あまり悩まないように。

ほくは、そんなに深い思想を持っているわけではないし、いちおう知っていることしかしゃべらないつもりだから、あまり難しい話はしない。その代わりに、将来ためになるようなこともしゃべらない。いや、しゃべれない、のかな。まあ、気楽に聞いていてください。というわけで、そろそろ本題に入ろう。

## 1 耳とその歴史

突然で恐縮だけど、君たち、自分の耳の中がどうなっているか、知っているか？

だれか、ここへ出てきて、耳の断面図を描いてくれるものはいないかな。（みんな顔を見合わせて、もじもじしている。そりゃそうだろうね、何しろ入学したばかりだものね。だれも書いてくれないから、自分で描きながら説明する）

### 〈耳の形態〉

まず外側に、いわゆる「耳」がある。これはしかし、耳の付属品みたいなもので、正式には「耳介（じかい）」という。耳介の根元に穴が一つ開いていて、耳の本体はその奥にある。この穴は、直径が10ミリくらい、深さ25ミリくらいで行き止まりとなる。これを「外耳道（がいじどう）」と呼ぶ。

行き止まりの奥にあるのが、言わずと知れた「鼓膜（こまく）」であり、この鼓膜までを「外耳」という。鼓膜のさらに奥には、空気のつまった部屋があって、それが中耳である。

去年、この話をしているとき、鼓膜自身は外耳に属するのか中耳に属するのかが気になってしまった。どうでもいいことだが、学問というものは、どうでもいいことにこだわることになっている。その時は思いつきで、鼓膜の外表面は外耳、内表面は内耳ということにしてしまった。後で調べてみたのだが、解剖学の本にもそんな事書いてないんだね。今年阪神大震災が起こって、あちこちのマンションが壊れたが、マンションというのは、個人所有の部分と共同所有の部分があって、部屋の中は個人所有で、廊下や階段は共同所有ということになっている。問題は玄関のドアで、法律的にいうと、ドアの表側は共同所有、内側は個人所有になっているそうだ。ほくが考えた鼓膜の所属は、だから、日本の法律には適合していることになる。

鼓膜の所属はともかくとして、鼓膜を超えて中耳に入ると、そこには三つの小さな骨がある。鼓膜にくっついているのが「槌骨（つちこつ）」、次が「砧骨（きぬたこつ）」、いちばん奥が「鐙骨（あぶみこつ）」という。三つあわせて、耳の中の小さな骨だから「

耳小骨（じしょうこつ）」と呼ぶ。

礎骨というのは、形を見るとすぐ分かるが、砧骨の砧というのはちょっと分からない。むかし、布を織り上げたとき、台の上に置いて木棹でたたいて柔らかくした。その台のことを砧といったのだそうだ。ちょうど礎骨を砧骨が受けているから、そう名付けたらしい。鑑骨の鑑は、馬に乗るとき足をおく台のことをいい、むかしの日本の鑑に形が似ているということだが、ほんとうかどうか知らない。

明治の初めに、日本が西洋の科学を受け入れたとき、翻訳した日本の学者は漢学の素養があったものだから、人間の骨の一つ一つに難しい漢字を当てはめた。だから、今ではだれも読めないような難しい名前が付いている。教養のありすぎるのも考えものだね。

さて、中耳にあるものはこの三つの耳小骨だけだが、もうひとつ、中耳の底に一本の管が存在する。この管は中耳から鼻の奥に通じているのだが、これを「耳管（じかん）」という。発見した人の名前をとって、ユースタキ－氏管、または省略して欧氏管ということもある。賢い人のことを、「目から鼻に抜けるような」と表現するが、われわれ凡人は、耳から鼻に抜けていることになる。

中耳の奥にはさらに内耳があって、耳もこのあたりまで来ると、もう頭の中には入り込んでいる。内耳にも二つの器官があるのだが、けっこう複雑な器官なので、ぼくの能力ではとても描けない。そこで、図版を配ることにする。

（ここで配った図版は、この講義のためにいくつかの本から引用した約150図を、全52ページに載せた立派なもの。研究するより印刷するほうが好きなものね）

この図版がなければぼくの講義は分からないことになっている。だから、ノートは忘れてきてもいいから、この図版は必ず持ってくるように。

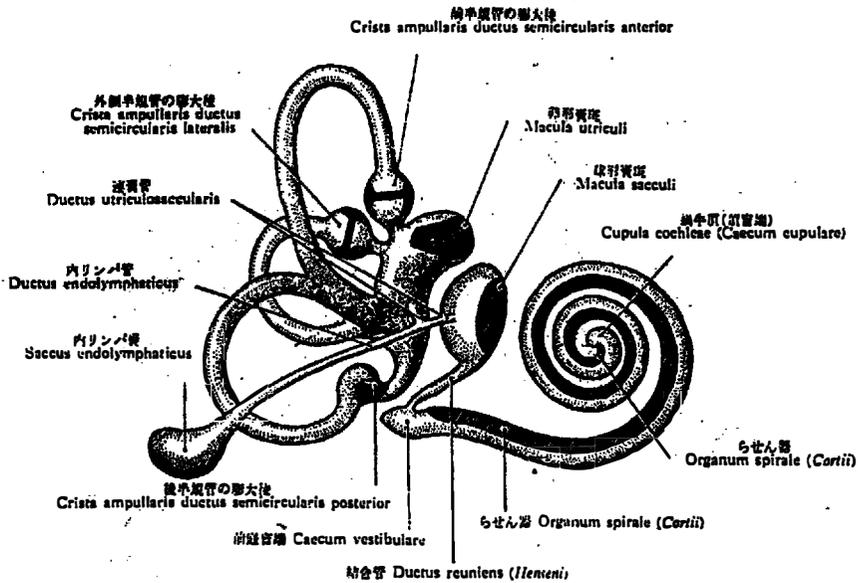
図1（次ページ）が耳の断面図で、いま話した耳介・外耳道・鼓膜・耳小骨・耳管が描かれている。耳管がえらく太いが、本当はもっと細く、ふだんはつまっている。その耳管の上にあるのが「蝸牛殻（かぎゅうかく）」といわれる器官で、その下の図2（次ページ）を見ると分かるように、カタツムリの殻のような形をしている。蝸牛殻の蝸牛というのはカタツムリのことだ。

内耳のもう一つの器官は、蝸牛殻のすぐ上にある奇妙な形をした器官で、「三半規管（さんはんけいかん）」という。次の図3（次々ページ）の模式図を見ると分かるように、細い骨の管が前後・左右・水平の3方向にループを描いて伸びているもので、完全に円を描いていないから半規管といい、三本あるから三半規管という。その三半規管の根元にふくらんだ部分が二つあって、「球形嚢（きゅうけいのう）」と「卵形嚢（らんけいのう）」と呼ぶ。この嚢のなかには、自分で分泌した石灰質の石が入っている。

細かく言うときりがないが、以上が耳のだいたいの内部形態ということになる。耳は外耳・中耳・内耳に分かれ、外耳には耳介・外耳道それに鼓膜の表側が属し、中耳には鼓膜の裏側と三つの耳小骨それに耳管がある。そして内耳にあるのが、蝸牛殻と三半規管および球形嚢・卵形嚢ということになっている。

## 〈耳の機能〉





左側、内側面  
 図 410. 模迷路の横断図

図 3

ところで、こうした形というものは、勝手に存在しているわけではない。ほかのもでもそうだが、とくに生物では、形は必ず、何かの働きと関係している。この働きを「機能」といい、ある機能を保証する形を「構造」という。生物全体の構造は、生物が生きていくという機能を保証しているし、生物の一部の構造は、その部分の機能を保証している。耳なら、音を聞くという機能を、耳の構造が保証していることになる。

これまで述べた耳の構造が、どのように音を聞くという機能を果たしていくか、次にその説明をしよう。

まず、耳介。これはいうまでもなく集音装置であって、これで集めた音を外耳道の中へ送り込む。だから、聞こえにくいときには、耳介の後ろに手の平を立てて耳介を補強する。うちの息子は高校生のころ、ぼくが説教すると、耳介の前に手の平を立てて「え？」という。これをやられると説教する意欲を失う。もともと、相手によるといっそう怒り出すから、まあ先生相手にはやらないほうがいい。

この耳介の大きな動物、たとえばウサギとかゾウとかは、音に敏感な動物であると思っても間違いはない。ゾウはしかし、その大きな耳介を別の用途にも使う。テレビで見たことがあると思うが、アフリカゾウを怒らせると、ひときわ大きなオスがまっすぐ向かってくる。そのときかならず、両方の耳介を左右にいっぱい、広げている。これは自分の身体をより大きく見せて威嚇するためである。あれだけ大きいものだからそれ以上大きく見せなくてもいいと思うが、欲望には切りがないらしい。

次は、外耳道。これはその奥にある鼓膜と関連する。鼓膜には一つの矛盾がつきま

ている。矛盾というのは、矛と盾と書くが、これはむかし中国で、どんな盾でも貫ける矛と、どんな矛でも防げる盾を同時に売っていた男が、「ではその矛でその盾を突いたらどうなるか」と聞かれて返事できなかった故事に由来する。この言葉は、「あちらを立てればこちらが立たず」というような時に使う。

鼓膜は音、つまり空気の振動を捕える装置だが、空気の振動は弱く、よほど薄い膜でないと正確には捕え切れない。だからできるだけ薄くしたいのだが、あまり薄くするとすぐに破れてしまう恐れがある。とくに鼓膜の奥は空気のつまった中耳で、何の支えもないからきわめて破れやすい。これが鼓膜の抱えている矛盾で、この矛盾を解決したのが外耳道だった。穴の奥深く引っ込ませてしまえば、少々薄くても破れることはない。外耳道の機能は、だから、鼓膜の保護ということになる。

鼓膜を超えて中耳に入ると、そこには三つの耳小骨があった。もしこの耳小骨がなければ、鼓膜の振動は中耳の空気をふるわせるだけとなる。空気は音を伝えるににくいから、内耳に達するまでに減衰してしまうし、内耳の前にもう1枚鼓膜がいることになる。音は気体よりも液体、液体よりも固体のほうがよく伝わる。つまりこの耳小骨の役目は、鼓膜の振動をそのまま内耳へ伝達することである。だから槌骨が鼓膜にぴったり張り付いている。

音を伝えるだけなら耳小骨は一つでもいい。なぜ三つもあるのだろうか。少し調べてみたのだが、三つある理由を書いてある本は見つからなかった。そこで勝手な想像をしてみよう。この三つの耳小骨は、ご覧のようにアーチ状に並んでいる。これは弾力性を持たせた構造である。もし一本の骨だったら、ちょっとした衝撃で、鼓膜、あるいは内耳が壊れるかも知れない。固体でつなぎ、しかも衝撃を和らげるには、固体をいくつかつないでアーチ状の構造にすればいいのである。ほんとうかどうか知らないよ。

中耳にはもう一つ、耳管があった。これは何の役を果たしているのか。ふだんはまったく何の機能も果たしていない。たいていつまっている。これが活躍するのは、山へ登ったり、海に潜ったりしたときである。山に登ると気圧が減る。中耳の中は1気圧だから、薄い鼓膜は外側へ張り出す。ロープウェーなどで急に高いところへ行くと耳がポーンとするのはこのためである。すると耳管が少し開き、中耳の空気が鼻の奥へ抜けて、鼓膜の内外の気圧差を等しくする。耳管がつまり気味の人は、チューインガムを噛んだり、唾を飲み込んだりして、その辺りの筋肉を動かしてやると、耳管が開いて調節できる。

海へ潜ると、そんな簡単なことではすまない。水深10メートルで1気圧上昇するから、鼓膜の外は2気圧となり、完全に鼓膜は破れる。まったく調節しなかったら、5メートル、0.5気圧差で、だいたい破れるらしいね。そこで、潜るときには耳管を使って、鼻の奥から絶えず空気を中耳に送り込んでやらなければならない。鼻をつまんで息を吹き込むと耳管が開いて空気を送り込むことができる。これを「耳抜き」といって、潜水訓練の最初に教えられる。耳管が先天的につまって開かない人がたまにいるが、こういう人は潜りはあきらめたほうがいい。かならず鼓膜を破ってしまう。どうしても潜りたければ、あらかじめ鼓膜に穴を開けておくほかないが、これはお勧めしない。

ぼくは学生のころからずいぶん潜ってきたのだが、右の鼓膜を2回も破っている。散々潜ってから調べてもらったら、右欧氏管軽度閉塞と診断されて、潜ってはいけないと言わ

れた。まあ、軽度閉塞くらいなら、用心すれば消れぬことはない。若いうちは、鼓膜に小さな穴が開いたくらいだったら、また再生して勝手にふさがらしい。ぼくは2回穴を空けたが、今はちゃんとふさがっている。なお、耳管は、気圧の調整器官だから、つまってもふだんの生活には関係がない。海には消れないが、山には登れる。

内耳に入ると、蝸牛殻がある。これは、最終的に音を聞くところである。蝸牛殻をまっすぐに伸ばすと、実際の構造は図2のように大変複雑だが、簡単にいうと、先細りの長い管となる。中にはリンパ液がつまっていて、周りの壁面には感覚毛が生えている。この入り口にいちばん奥の耳小骨、錘骨が接していて、鼓膜からの振動をリンパ液に伝える。その振動は奥のほうへ伝わっていくが、その音の振動数によって、先細りの管のどこかで共振を起こす。すると、その場所の感覚毛が感じて、どのくらいの高さの音が来たかを脳に知らせる。こうしてわれわれは、音を聞くことができるというわけ。送られてきた信号を脳でどのように処理するかは、脳の話をするときに説明しよう。

これで、音を聞く器官としての耳の機能の説明はおしまいが、内耳にはまだ二つの器官、三半規管と球形嚢・卵形嚢なるものがある。これは、実は音を聞くこととは関係がない。身体の姿勢や動きを感じて、身体の平衡をとる平衡器官である。

球形嚢・卵形嚢は、中空の丸い骨の部屋だが、その中にはリンパ液がつまり、下面から側面にかけて感覚毛が生えていて、石灰質の石が一つ、その上に載っかっている。身体が傾くと石が転がり、傾いたほうの側面の感覚毛を刺激する。その信号が脳へ行って、身体がどの方向にどれくらい傾いたかを知らせる。これは左右で分業していて、右へ傾いたときは右の耳、左に傾いたときには左の耳が感じるらしい。

何とも単純な仕掛けだが、きわめて正確で、脊椎動物はすべてこのやり方を採用している。魚の頭骨の後ろの部分は左右にふくらんでいるが、これが魚の平衡器官で、寝すと中からきれいな石が出てくる。これが耳石で、種類によって形が違う。自分で石灰質を分泌して作るので、樹木のように年輪があり、魚の年齢査定によく使われている。

脊椎動物以外でも、たとえば甲殻類などもこの方法を採用している。ザリガニの触覚の根元のあたりに小さな穴が開いているが、これがザリガニの平衡器官で、中に小さな石が入っている。もっとも、甲殻類は脱皮したとき、この石もろとも殻を脱ぎ捨てるので、新しい殻ができたとき、自分で分泌するのではなく、小さな砂粒をハサミで拾って中へ入れる。

こんな「実験」をした人がいる。水槽に砂の代わりに砂鉄を敷いて、脱皮したてのザリガニをいれる。仕方なくザリガニは、砂鉄を穴の中に入れるんだね。そこへ実験者は、磁石を持って現れる。何をしようとしているか、わかる？（ここで笑ったのは、20人ほどいた学生のうち、2、3人だった）磁石を横から当てると、砂鉄が引っ張られて、ザリガニはその方向が下だと思い、横に寝てしまう。上から当てたらひっくり返る。うまく当てていくと、ザリガニに踊りを踊らせることができるそうだ。一度やってみたいと思っているのだが、まだ機会がない。

三半規管は、身体の平衡ではなく、動きを感じる器官で、丸くループしている骨の管の中に、やはりリンパ液が入っていて、壁面には感覚毛が生えている。身体を動かすと慣性

の法則によって、リンパ液が動きと反対の方向へ流れる。それを感じて身体の動きを察知する。半規管は前後・左右・水平の三つあるから、身体がどちらに動いてもどれかの半規管が感じることになっている。

これらの平衡器官は、重力の法則と慣性の法則を使った単純な装置だが、きわめて正確で、そのためこれがちょっとでも狂うと、たいへんなことになる。メニエール氏病というのは内耳の平衡器官の機能が障害を起こした病気で、立っていることができなくなったり、思う方向に歩いていけなくなったりする。また、ちょっとしたことで、一時的に機能を失うこともあり、そうなると強いめまいが起こって、あたりがぐるぐる回ったりする。これは、自分の身体が傾いても感じないから、周りがぐらぐら揺れていると思うのだね。ぼくは若いころ、海に潜っていて、一度そうなったことがある。

ぼくの先生は有名な学者で、しょっちゅう国際学会などに行っていた。そのかわりほとんど大学にはいなくて、ぼくのときは半年に2回しか講義してくれなかった。まあ、そのほうが良かったけど。その先生があるときフランスの学会へ行って、スキューバ、いわゆるアクアラング一式を買ってきたことがある。スキューバというのは、前の戦争の間にフランスで発明されたもので、その時は戦後間もないころだったから、これが多分初めて日本に輸入されたスキューバだと思う。先生いわく「これは素人でも誰でも、簡単に潜れる機械だ。君たちこれで潜って、魚の生態を調べてきなさい」。そのころはまだ素直だったから、先生の言うことを信用して、ポンペをかついであちこち行って潜ったのだけれど、後で調べてみたら、これがまたきわめて危険な機械で、そうとう訓練が必要だということが分かった。幸い大した事故は起こさなかったけど、一つ間違うと死んでいたね。大学の先生は、その専門のことはよく知っている、のだろうけど、いわゆる常識や教養に欠けている人が多いから、君たちもこれから研究のことでいろいろ言われるだろうけれど、決して素直に信用してはいけない。先生の言うことをまず疑うのが、実は学問の始まりであって、自分でちゃんと調べなければいけない。そうしないと、命の保証はないよ。

その危険なスキューバをかついであちこち行ったときの話だけど、あるとき、舟を出してちょっと深いところで潜ったことがあった。重りをちょっとつけすぎて5メートルくらいの深さまでいきなり沈んでしまったら、右の耳で「ブシュッ」という音がした。すると急にあたりがぐらぐら揺れ始めて、どうにもならない。上を見ると、乗ってきた舟が見えるのだけど、これがまたあっちへいたりこっちへいたり。そのときはもちろん、いったい何が起こったのか分からなかったけど、耳抜きに失敗して鼓膜に穴が開き、中耳に水が飛び込んだのだね。そのときの水温が26~27度、体温は36度だから、内耳の平衡器官がいきなり10度も冷やされて、一時的に機能を失ったらしい。それで、身体が傾いても感じないから、あたりがぐらぐら揺れ始めたというわけ。こっちが転げ回っていたんだね。その動き回る舟をなんとか捕まえて舟に上がって座ると、今度は水平線がスウーツと立ち上がってくる。この時やられたのは右の耳だから、身体が右へ傾いても感じない。だから水平線は右から左へ立ち上がってくる。ほんとうに全然感じないよ。水平線が傾いているとしか思えなかった。10分か20分で元にもどったけど、その日は一日、船酔い症状に悩まされた。

鼻をつまんで息を吹き込むと、ポウポウと音がして、鼓膜の内側から外へ空気が漏れていくのが分かる。煙草を吸って吹き込んだら耳から煙が出たはずだが、さすがにやらなかったね。耳小骨に煙草のヤニがついたりしたら気持ち悪いものね。

われわれが知識を得ることを「認識」というが、認識には二つの方法があって、一つはこうして講義を聞いたり、本を読んだりして、知識を得る。もう一つは、自分で直接体験することだね。講義や本には必ずウソが混じっているから、それで得た知識はあまり当てにならない。それに比べると、自分で体験したことのほうがずっと信用できる。平衡器官の機能を身をもって知りたい人は、海に潜って鼓膜を破ってみることだね。

こういうことを言うから、大学の先生は信用しないほうがいい。

### 《観察と実験》

このように、耳の中にはいろいろな装置があって、それらは実に見事に、音を聞くという機能に適している。ある構造があって、それがどのような機能を持っているかということ进行を明らかにするのに、近代科学は二つの方法を使う。それが「観察」と「実験」である。

まず耳の構造をこくめいに観察し、絵に描く。肉眼で見えなければ顕微鏡を使う。電子顕微鏡を使えばそうとうなところまで観察できる。

生き物の形態・構造を観察・記載する学問を、形態学という。内部形態を調べるには解剖しなければならないから、解剖学ともいう。

しかし、いくら細かく観察し記載しても、形態・構造は分かるが、それが果たしている機能のほうは分からない。機能を調べるには、もう一つの方法、実験をしなければならない。

観察は、自然を自然そのままにしておいて調べるのだが、実験のほうは、自然に何らかの手を加えて、どう変化するかを見る。耳にふたをすると音が聞こえなくなる、というのも簡単な実験で、これで外耳道が音の通り道だということが分かる。まあ、実験しなくても分かるけどね。潜って鼓膜を破って平衡感覚を失うというもの実験の一つ。もっとも、これは人体実験といって、あまりやってはいけない。

この観察と実験という方法を使うと、耳の構造と機能は、余すところなく解明される。というのは、ちょっと言い過ぎで、まだ分からないところもたくさんあるのだけど。

### 《どうしてできたか》

ところが、耳の構造と機能については威力を発揮した近代科学も、こんな複雑精妙なものが「どうしてできたの？」と聞くと、とたんに困ってしまう。

今から 150年ほど前だったら、その答えは簡単だった。「全知全能の神様が創った」と言えば万事解決した。なにしろ「全知全能」だから、どんなすばらしいものでも創れるものね。そのままにしておけば案だったのに、イギリスにダーウィンという人が出てきて、1859年に『種の起原』という本を書き、生き物は神様が創ったのではなく、自力で変化し発展してきたのだということを証明してしまった。現代の生物学はダーウィンに始まっているから、ここで神様の助けを借りるわけにはいかない。

いったい、なぜ近代科学は「どうしてできたか？」という問いに弱いのか。それは、耳に限らずどんなものでもそうだが、「できた」のは過去のことであり、現在存在するのは「できてしまった」ものだからである。つまり、できてきつつある耳は、現在存在していない。自然科学の方法は観察と実験であった。そして、観察も実験も、現在目の前にあるものについては威力を発揮するが、目の前にないものには、観察も実験もしようがない。つまり、過去のもの、過去の出来事に、観察と実験は無力なのである。

過去の出来事は「歴史」である。歴史には自然科学は弱いことになっている。

といっても、すべてのものは「歴史的存在」であって、歴史を引きずっているから、ものごとをほんとうに理解しようと思ったら、歴史を無視することはできない。歴史を自然科学的に調べる方法はないのだろうか。不十分だが、ないことはない。

その一つに「比較」という方法がある。脊椎動物は、魚類→両生類→爬虫類→哺乳類という順番で進化してきたことになっている。これらのグループはすべて現在生きている。だから、観察も実験も可能である。そこで、これらの生き物の耳を並べて比べてみたら、耳がどのような過程を経て発達してきたかが分かるかも知れない。

ただし、この方法には限界がある。現生の爬虫類、ワニやヘビからネズミやネコが進化してきたわけではない。ヘビはネズミを食べるもので、ネズミに化けるものではない。爬虫類から哺乳類が生じたのは、中生代三畳紀という、今から2億年も前の時代で、それ以来、爬虫類と哺乳類は別の道をたどってきた。ヘビもネズミもその間にいろいろと変化している。事実ヘビは耳を退化させて、音が聞けなくなっている。だから、正確に比較するには、爬虫類が哺乳類と分かれたころの、爬虫類と哺乳類の耳を比較しなければならない。

幸いなことに、脊椎動物には、化石がたくさん残っている。過去のものには目の前に存在しないと書いたが、化石はまさに、目の前に存在する過去である。もっとも、化石はふつう、骨しか残っていない。また、生きてはいないから、実験することもできない。そういう限界はあるが、比較という方法をとる上では、化石は非常に貴重な存在と言えよう。

もう一つは、発生を調べることである。生き物は、ほとんど何の構造もない卵から出発して、身体を作り上げていく。その途中で、先祖の状態を示すことがある。たとえば、人間の胎児の首筋に、幾本かの筋が現れる時期がある。この筋はまたすぐ消えてしまうのだが、位置からみて、魚時代の鰓穴の名残りではないかと考えられている。このように、生き物は発生の途中で、先祖の状態を繰り返すことがあり、これを、「個体発生は系統発生を繰り返す」という法則として提案したのが、ドイツのハッケルという学者だった。

この法則は一時非常に有名になったが、今ではそれほど根拠のあるものではないということになっている。しかしそれでも、発生を調べることによって、その生き物の歴史をまったく探れないこともない。

そこで、とりあえず、比較・化石・発生という方法を使って、耳の成り立ち、それがどうしてできたのかを、探ってみることにしよう。

#### 《耳の比較》

図4（次ページ）を見てください。右端は人間、つまり哺乳類の耳、真中は、化石の両

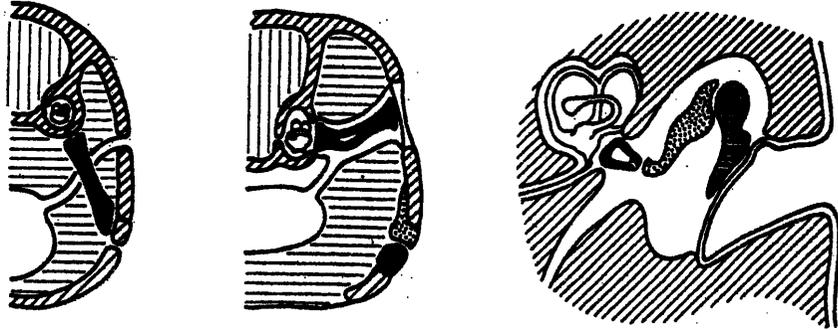


図 4

生類の耳、そして左端がやはり化石の魚の耳の部分の輪切りにしたもの。爬虫類の耳は両生類と基本的に同じなので、ここでは省いてある。

まず、哺乳類の耳と、爬虫類 (= 両生類) の耳を比べてみよう。

爬虫類の耳には外耳がない。耳介もなければ外耳道もない。鼓膜が体表に露出していて、例の矛盾を解決していない。カエルの目の後ろに丸い斑紋があるが、あれがカエルの鼓膜。

中耳では、哺乳類に三つある耳小骨が一つしかない。これは鋸骨だとされていて、だから、爬虫類が哺乳類になるとき、砧骨と槌骨という二つの耳小骨が新しくつけ加えられたことになる。耳管は爬虫類にも存在している。

内耳では、構造は簡単だが、哺乳類と同じように、蝸牛殻も平衡器官も存在している。

要約すると、爬虫類が哺乳類になったとき、

外耳：外耳道と耳介

中耳：槌骨と砧骨

を新しく作ったということになる。

#### 《爬虫類から哺乳類へ》

そこで、化石の資料をもとにして、爬虫類がどのように哺乳類になっていったかを調べてみよう。

過去の化石も含めて、すべての爬虫類の系統を示したのが、図5 (次ページ) である。

現生の爬虫類は、ワニ・トカゲ (ヘビを含む) ・カメ、それにニュージーランドにいるムカシトカゲだが、過去、とくに中生代には、きわめてたくさんいた。何しろ、恐竜時代のものね。

現生も化石も含めて、爬虫類は現在4つのグループにされている。

最大のグループは、図の上半分を占める双弓亜綱で、これには過去の恐竜のすべてと、現生のワニ・トカゲとヘビ・ムカシトカゲが含まれる。

次に、図の右下の扇形が、広弓亜綱といって、中生代の海に住んでいた爬虫類のグループである。魚龍とか首長龍などで、すべて中生代の終わりに絶滅し、現代には残っていない



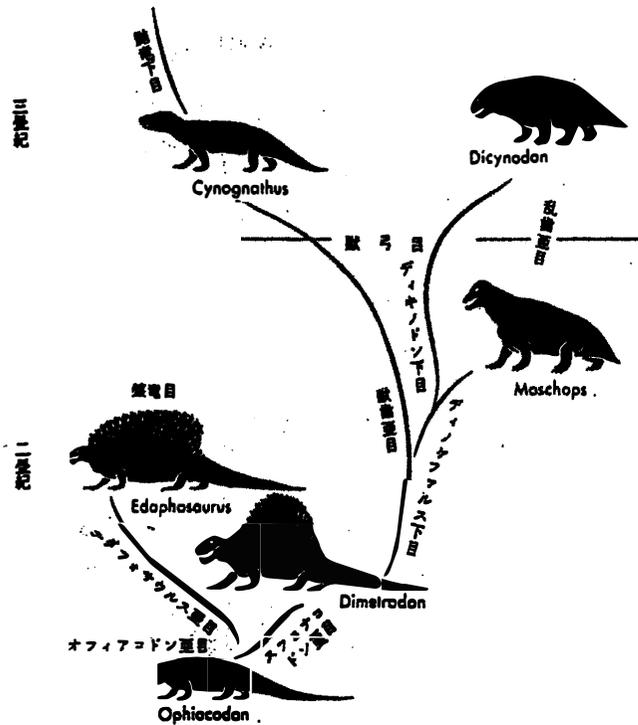


図 47 獣弓類, すなわち哺乳類と爬虫類の進化。

図 6

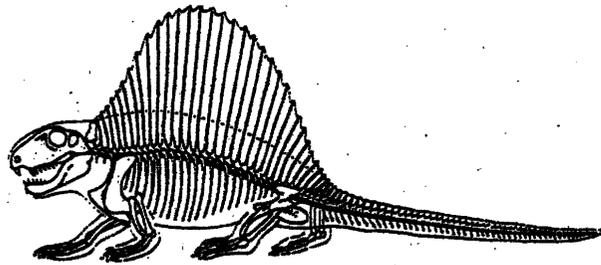


図78 帆かけ竜, ディメトロドン

化石が出てくるから信用せざるをえないが、全くとてつもない生き物である。これが我々哺乳類の先祖だと思うと、あまりいい気持はしない。二疊紀、3メートル。

図 7

と思うことがたくさんある。それを、「なぜだろう」と考えるのがまた楽しみの一つで、この盤龍類の背びれについても、いろいろな説がある。

あ、もう12時5分前だね。今日はこれでおしまい。

(変なところで終わるんですね=7局長。12時になると、食堂がいっぱいになって、なかなか飯にあたらんようになるんや。これでも、学生のことを考えているんやぞ=会長。5分前じゃ、もういっぱい並んでますよ=7局長。ほんとか=会長)

【編集局だより】

どういわけか、会長の部屋に住み着いている他学科の学生：麻原がとうとう逮捕されましたね。

会長：捕まったか。朝、もう捕まるかと思って見てたんやけど、なかなか捕まんし、今日2限目、講義があったから、あきらめて出てきたんや。

学生：ほく、捕まるまで見てたら、講義におくれてしまって、さぼりました。

会長：講義は毎週あるけど、麻原逮捕は滅多にないからなあ。

《会長は気楽なことってますが、彼がさぼったのは会長の講義なのです。ウツシッシ＝7局長》

学生：ところで、会長。どうしても分からないことがあるんですが。

会長：なんや。

学生：麻原という奴、本当にサリン事件、やったんですかね。

会長：そんなこと、おれに聞いても、わかるか。

学生：会長には分からないことはないと思ってましたけど、やっぱり分からないこともあるんですね。

会長：当たり前やないか。この頃の若い奴の気持ちなんか、さっぱりわからん。

学生：分からなくて良かった。

会長：何やて？

学生：いや、こっちのことです。ほくが分からないのは、ですねえ。麻原って、解脱しているんでしょう。解脱している男が何であんな事件起こして、市民を無差別に殺すのか、それが分からないんですよ。

会長：今西錦司って、知ってるか。

学生：それくらい、知ってますよ。

会長：今西さんは、一時、バラ色の未来論に与していたんやけど、ある日突然、人類終末論になった。

学生：なんだか、麻原みたいですねえ。

会長：そうや。今西さんも学会では希に見る教祖やから、よう似てるで。その時、おれの友達で口の悪いのがいてなあ。「今西さん、死期が近づいてきたから、人類全部巻き添えにして死にたくなったんや。一人で死ぬの、怖いのとちゃうか」

学生：ウフッ。

会長：麻原も病氣らしいな。それといっしょやで。

学生：死期が近づいたから、みんな巻き添えにしたくなったんですか？

会長：そうや。

学生：でも麻原は、死生を超越してると言ってますよ。「私にとっては、死も生も同じことだ」って。そんな人にとっては、死ぬことなんか、何でもないのと違いますか。

会長：それがな、そういうことをいう奴ほど、死ぬのが怖いんや。

学生：そうかなあ。

会長：酔っ払っている奴ほど、「おれは酔ってない」と言うやろ。あれといっしょや。  
学生：・・・？ ちょっと違うと思うけどなあ。  
会長：そうか？ ……うん、まあちょっと違うな。まあ、そんなことや。  
学生：そんなこと、って、どういうことですか？  
会長：麻原は唯物論者や、ということや。  
学生：唯物論者・・・？  
会長：そうや。人間死んだら何も残らん、天国も地獄もあの世もない。あいつは、そう  
考えてるに違いない。  
学生：それなら、会長といっしょやないですか。  
会長：そうや。おれも死期が近づいたら、危ないで。そろそろ、「裏の実行部隊」でも  
編成するか。  
学生：怖いなあ。そろそろこの部屋からおさらばするか。  
会長：それがいいと思うよ。《会長、ニンマリする》  
学生：でも、ほくには、麻原は観念論者で、裏の実行部隊の連中のほうが、唯物論者み  
たいな気がしますけどねえ。  
会長：それはまだ読みが浅いな。奴らは麻原の言うことを頭から信じ込んで何でもやる  
んやろ。地下鉄でサリンまいたらどうなるか。それが分からんからやってしまうん  
や。唯物論者と言うのは、常に覚めていて、なんでも見えるから、そんな怖いこと  
はようやらん。学生：それなら、オウム教団の中で、麻原一人だけが覚めている  
んですか。  
会長：そういうこと、そういうこと。  
学生：ひょっとしたら、日本生物学会も・　　。  
会長：教祖が「覚めている」ところは同じやけど、会員が教祖のいうことを全然信じよ  
らんところがちがうなあ。  
学生：それは確かですね。みんな言うてますよ。「会長の言うことは、その時はなるほ  
どなあ、と思うけど、後で考えてみたら、何かおかしい」って。  
会長：おれの言うことは、宇宙の真理やから、ゆめ疑ってはいけない。  
学生：いよいよ危なくなってきた。  
会長：そろそろ、会費制度を改めて、お布施制度にしようかと思ってるんや。在家会員は  
会費だけでいいけど、出家会員は全財産をお布施させる。  
学生：出家会員って、誰がなるんですか。  
会長：幹部がなるんや。まあ、歴代編集局長に各地の支部長、ああ、編集局長補佐いう  
のも一人いたなあ。  
学生：編集局長でなくて、よかった。  
会長：7局長が卒業して、減多に来なくなったから、おまえ、第8編集局長、やるか。  
学生：ごめんですよ、そんなの。  
会長：だいたい、学生は授業料というお布施を納めて、教官の言うがままにお手伝いし  
てるんやから、似たようなものやないか。  
学生：・・・

《会 計 報 告》

1994年4月～1995年3月

取 入		
1000円会員	26人	2600円
1000円会員	98人	98000円
2000円会員	20人	20000円
カンパ	2件	1500円
前年度繰り越し		13120円

---

計 135220円

支 出		
再生紙	3300枚×1・6円	5280円
表紙	300枚×3・6円	3240円
封筒	200枚×3円	600円
送料	35号	25000円

---

計 31960円

差し引き次年度繰り越し 103260円

【監査報告】

今年度は昨年度よりも会費収入がよいにもかかわらず、たった1号しか出していないことは、会長ならびに編集局長の怠慢であると思われる。きつく叱りおく。

日本生物学界 会計監査 夢籍 忍次郎 印

《おい、叱られたで=会長。昨年度はぼくの責任じゃないですよ=7局長。そうか。悪いのは8局長やな。よし、今度来たら、きつく叱ってやるう》

**日本生物学会誌 第36号**

**編集・発行**

**日本生物学会**

**金沢市角間町**

**金沢大学理学部生物学教室**

**223号室**

**編集無責任者**

**奥野良之助**

**振替**

**金沢 0-40763 日本生物学界**

**許可無断転載**